

公開用

初倉 船木

旧桑高家古文書目録

島田市史編さん委員会

近代の部

綴 込 み 資 料

旧桑高家古文書目録

- 1 旧桑高家文書と井口村について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2)
- 2 年 表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3)
- 3 近世文書分類表 (目次に替えて) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)
- 4 旧桑高家古文書の利用に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (5)
- 5 古文書目録 (近世・江戸時代～明治初期) ・・・・・・・・・・・・ (6)

旧楽高家文書と井口村について

1 旧楽高家文書で一番古いものは正徳3（1713）年、相川村の才兵衛という者が井口村に転住して来たことを示す宗門送り状である。しかし当古文書で最も注目すべきは、年貢割付状と年貢皆済目録が、享保4（1719）年から明治4（1871）年までほぼセットで残っているということである。そしてそれが当楽高家文書の大半を占めている。

2 井口村の名主は次のように変遷を経ている。

- (1) 正徳3（1713）年～享保年間の初め＝次（治）右衛門
- (2) 享保5（1720）年～宝暦12（1762）年＝喜太夫
- (3) 宝暦13～明和7（1770）年＝平七
- (4) 明和7年～安永7（1778）年＝藤吉
- (5) 安永8年～寛政元（1789）年＝再び喜太夫
- (6) 寛政2年～享和元（1801）年＝善四郎
- (7) 享和2年から武左衛門、ただし、この武左衛門がいつまで名主を勤めたかは本文書では確認できない。
- (8) 明治2（1869）年に定吉となる。これが明治4年には永田定吉という名前で見出す。
なお庄屋としての役給は江戸時代を通して米2俵であった。

3 井口村の支配領有関係

立村以来幕領であったが、享保7（1722）年掛川藩の預領となり、元文4（1739）年再び幕領、そして宝暦12（1762）年幕府の手から離れ、他藩・旗本領となって明治を迎えている。このことは年貢割付状・皆済目録によって確認することができる。

4 井口村の概要

- (1) 明治2年の「人別寄方帳」によれば、家数50軒、人口255人（男132人、女123人）、この内農業を主とするものがほとんどで、商人・職人がそれぞれ4軒ずつあった。それ以前の人口はわからない。村に馬はいないが、牛は作牛として2疋いた。

(2) 井口村の石高はトータルで715石7升2合となるが、その内427石9斗余は以前から川成永引きとして石高から除外されている。それは承応2（1653）年に迄遡る。この年大洪水で、村のほとんどが川成となり百姓離散し、村は亡所となったという。なお村の帳簿類もこの時に流失してしまったようである（「明治2年御尋に付き申上げ」より）。このことから井口村の立村年は承応年間以前とわかる。

(3) 安永8（1779）年「井口村田畑反別小前坪付帳」によると、38人の名請人が見られるが、入作百姓も目立ち、それは中島、岡田、大日、大柳、青柳、色尾、堀之内、南原、嶋田からの入作である。

(4) 年貢に江戸回米があつてこれが年貢の主要部分を占めるが、これは川崎港から船で江戸に回送される。幕領から離れ他藩・旗本領となつてからは米納部分に10俵の餅米が含まれることもあつた。また大豆8俵を金子で代納している。

(5) 村人を悩ます助郷役は、安永年間（1772～1781）以後金谷宿に提供することと決められていたが、助郷文書は存在しない。東海道往還掃除役は菊川に赴き、勤めるのが常であつた。

(6) 井口村内に入会秣薪山はなく、上湯日村の入会地を利用していた。しかしこれは無料とはいかず、一カ年に米3石を提出していた。

(7) 村内に氏神が3社存在した。それは藤木大明神、大井八幡宮、稻荷大明神の3社であるが、ここに社人はいない。

村の寺では大徳寺（可睡斎末寺）がある。村人の旦那寺で云えば（明治2）、多い順に、医王寺73人、香橋寺65人、盤石寺54人、長源寺17人、大徳寺15人、高岳寺14人、浄土寺11人、龍郷院6人となっている。

※ 旧来の参考文献によると、井口村は寛永年間に幕領となり、享保7年掛川藩預領、元文4年再び幕領、宝暦12年三河国挙母藩と旗本宮城氏の相給となり明治に至る。そして明治元年駿府藩領（同2年静岡藩と改称）、同4年静岡県、浜松県を経て同9年静岡県の所属となる、とある。

地区番号：6 地区名：初倉（井口）・旧桑高家文書

分類：A-2 支配-法令

NO, 1

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () ・干支	年 月 日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形態	数量	撮影	箱 番号
1 15	A 2	宝暦12年7月 (1762年) ・午		掟書	○橋本三右衛門、岡田団助 鈴木與七郎 ●なし	計60ヶ条からなる条目を列挙し堅く厳守のこと、としている。例を挙げれば次のものがある。①御条目の厳守、②キリシタン制禁、③鉄砲所持の制限、④人身売買の禁、⑤父母に孝行、夫婦兄弟は睦まじく、⑥捨て子の禁止、⑦旅人の宿貸し等の心得、⑧伝馬宿以外の村でも御用あれば昼夜風雨を問わず人馬を出す。		原本	縦	1	○	77
2 16	A 2	宝暦13年3月 (1763年) ・未		五人組連判證文家並帳 何村永田氏	○横原郡井口村庄屋：平七、組頭：武平、百姓代：小左衛門 ●久野御役所	①キリシタン禁制、②徒党・加担禁止、③三笠博打の禁止等、36条を挙げて公儀法度に背かないよう戒めている。本帳面はその扣。	紙数14枚	原本	縦	1	○	77
3 17	A 2	文化5年5月8日 (1808年) ・辰		諸勸化取締村々連印帳 横原郡之内57ヶ村組合 井口村	○坂井村名主：八郎左衛門をはじめ57ヶ村村名主連印、井口村名主は小左衛門 ●なし	「取締連印の事」として、公儀より許可されている勸化以外は僧俗修験等、相手にはいけない。止宿させることもいけない。これらのこと村々が連印して公儀に違反なきことを誓っている。		原本	縦	1	○	77
4 37	A 2	欠		差上申一札之事	○欠 ●欠	①前々から禁止されている、いわゆる類納買があると聞くが、これは停止の事、②田畑永代売買や二重質は前々より禁止されている、これら厳守のこと。	文章後欠	原本	状	1	○	77

A-3 支配-治安

5 34	A 3	嘉永2年3月 (1849年) ・酉		差上申一札之事	○井口村百姓代：八十八、組頭：定吉、庄屋：七右衛門 ●久野御役所	鉄砲使用については前々よりみだりに使用したり、又畜類等の防衛を理由に殺傷・悪事をしない様言われている。このこと違反なきよう村百姓に徹底させる。ちなみに当村には鉄砲所持者、他から預かっている者もないことを付け加える。		原本	状	1	○	77
6 14	A 3	嘉永2年4月 (1849年) ・酉		御法度小前連判帳 井口村	○五人組頭・五人組内の者連印(85名一省略) ●なし	「一札之事」として博奕は決してしないことを、博奕の具体例を挙げて誓っている。例えば、庚申・日待にこと寄せて博打をやる、また博打のための宿を提供するなど、違反者は閉門と過料3貫文の罰則。五人組は昼夜巡視番を置くなど。		原本	縦	1	○	77

B-1 土地-検地

7 9	B 1	享保6年3月 (1721年) ・丑		遠州榛原郡井口村地押水帳	○大草太郎左衛門手代：新宮喜志右衛門、大野甚助 ●なし	小字毎に反別と名請人を記載、最後にまとめて、この合計田地：6町9反8畝27歩(分米55石9斗1升2合)-8斗代、畑地：4町5反23歩(分米11石2斗6升9合)-2斗5升代、田畑合計：反別11町4反9畝20歩(分米67石1斗8升1合)、高合715石7升2合(本田・新田)とある。	紙数97枚の帳面	原本	縦	1	○	77
8 10	B 1	享保14年7月 (1729年) ・己酉		遠江国榛原郡井口村永川成場起帰地押帳	○小笠原老岐守内西脇太次左衛門外3名連印、その他幡付さ2名竿取2名、井口村案内：名主喜太夫・善次郎 組頭：兵左衛門 百姓代8名連印 ●なし	小字毎に反別・名請人を記載し、最後にその合計を挙げる。すなわち、田16町1反4畝9歩(分米129石1斗4升4合)-8斗代、畑8町5反9畝24歩(分米21石4斗9升5合)-2斗5升代、屋敷3町2反3畝5歩(分米8石7升9合)-2斗5升代、松林4反5畝10歩(分米1石1斗3升3合)-2斗5升代、以上、永川成場の内、起返し反別の地押分。	紙数121枚の帳面	原本	縦	1	○	77
9 18	B 1	享保14年7月 (1729年) ・己酉		遠江国榛原郡井口村享保7年寅年起返反別地押帳	○小笠原老岐守内西脇太次左衛門外4名、帳付2名、竿取2名、井口村案内名主：喜太夫、善次郎、組頭：兵左衛門、外百姓代8名連印 ●なし	小字毎に名請人の反別を記載する。起返反別合計：7反2畝27歩(分米5石8斗3升2合)-8斗代、これは享保7年夏に起返成った反別で地詰めしたもの。	紙数10枚	原本	縦	1	○	77
10 19	B 1	元文4年3月 (1739年) ・未		遠州榛原郡井口村起返地押水帳	○小笠原老岐守内奥田忠右衛門・安川惣助、案内・名主：喜太夫 組頭：兵左衛門、百姓代：平四郎 ●なし	小字毎に各百姓の起返田畑反別を列挙している。そしてその合計は、田：4反5畝3歩(分米3石6斗8合)、畑：4反10歩(分米1石8合)、田畑反別合計8反5畝13歩(分米4石6斗1升6合)となる。ちなみに本高は本田・新田共に715石7升2合。		原本	縦	1	○	77
11 20	B 1	安永8年 (1779年) ・亥		遠江国榛原郡井口村田畑反別小前坪付帳	○なし ●なし	各名請人ごとに田畑の所在・反別を列挙する。38名の名請人がみられる。又、入作百姓の記載もあって、それは中嶋・岡田・大日・大柳・青柳・色尾・堀ノ内南原・嶋田からの入作である。	表紙破損	原本	横	1		

B-1 土地-検地

NO, 2

12 13	B 1	文政13年閏8月吉日 (1830年)・寅	内藤領小前高帳(扣) 井口村 名主所	○百姓代:武平、庄屋:善四郎 ●なし	小前百姓の石高が網羅される。百姓によってはその上にはり紙して石高を記載している。同一人物に2枚も3枚も重ねてはり紙されている者もある。	原本	縦	1		
13 12	B 1	弘化2年3月 (1845年)・辰	内藤領小前高帳 庄屋所	○なし ●なし	小前百姓の石高が網羅される。但し一人の百姓石高に何枚もの貼紙がしてある。一例:善四郎=5石6斗6升2合4尺-貼紙:4石2斗6升3合7勺→3石8斗6升3合7勺→2石9斗6升3合7勺、と変化している。	原本	縦	1		
14 11	B 1	嘉永3年正月吉日 (1850年)・戌	内藤領小前高帳 井口村庄屋所	○なし ●なし	小前百姓とその石高を網羅する。但し、1人の百姓に付き石高が何枚も貼紙している。善四郎を例にとると次のようである。高2石8斗8升3合7勺(嘉永5)→3石1升1合9勺(嘉永6)→3石3斗1升6合1勺(安政2)→3石1斗9升1合7勺(安政5)→2石8斗7升(文久3)→2石7斗6升6合9勺(慶応元)→3石2斗9升1合9勺(慶応3)→2石5斗4升4合7勺(明治1)→3石4斗6升4合9勺(明治2)→2石8斗7勺(明治3)→3石1斗7勺、全ての百姓も同じく何枚もの貼紙がある。	原本	縦	1		
15 38	B 1	なし	なし(小前百姓石高を示す貼紙か)	○なし ●なし	文書番号11・12・13の「内藤領小前高帳」の中に、小前百姓の石高を書いた貼紙があるが、この種の小前高帳の貼紙のとれたものか。	原本	貼紙 単票	14		
16 21	B 1	なし	なし(井口村田畑反別小前坪付帳)	○なし ●なし	内容形態は文章番号20と同じ。但し、記載される名請人は文章番号20とは異なる(中には同一人物もある)。	原本	横	1		

C-1 貢租-一年貢

17 179	C 1	享保4年11月 (1719年)・亥	亥歳可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・百姓	高271石1斗7合、これより前々から永引分、当去年起返、午年川成分を差引き、有高42石7斗3升4合、この納合米は10石1斗5升4合、これに2升出目米6斗9合が加算される。なお新田高427石9斗余りの分は前々永川成引きとなっている。以上、12月10日までに納入のこと、となっている。	原本	状	1	○	77
18 44	C 1	享保5年5月 (1720年)・子	覚 (亥年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門 ●井口村名主(喜太夫)、百姓	納込米11石2斗6升3合、これを金10兩・永56文2分で納め、他に御蔵前入用・六尺給米・御伝馬宿入用があり、全て金納で計11兩1分・永7文6分、外に口米(金1分・永51文)がある。これは去る亥年分の年貢諸役で皆済。	原本	状	1	○	77
19 180	C 1	享保5年11月 (1720年)・子	子歳可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・百姓中	高287石1斗7合、これより午年川成・当子早・水損、前々永引分を除き、有高40石1斗2升2合、これとは別に新田高は前々より永引きとなっていて、結局納合米9石9斗6升2合、外に2升出目、六尺給米・御伝馬宿入用が付加され12月10日までに納入のこと、となっている。	原本	状	1	○	77
20 48	C 1	享保6年5月 (1721年)・丑	覚 (子年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門 ●井口村名主(喜太夫)・百姓	納込米10石5斗3升1合、それに高掛三役が加わり、全て金納で合10兩1分永199文、更に口米1分・永56文8分、以上が去る子年の年貢で皆済。	原本	状	1	○	77
21 181	C 1	享保6年11月 (1721年)・丑	丑歳可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより前々永引き分、午年川成、当丑年川成石入り・水損砂入り、検見引き等の分が除かれ有高44石4斗9升4合、(新田高427石9斗6升5合は前々より永川成で除外)、結局、納合米10石7斗8升、この外に六尺給米・御伝馬宿入用と2升出目米が増される。以上12月10日迄納入	原本	状	1	○	77
22 55	C 1	享保7年4月 (1722年)・寅	覚 (丑年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門 ●井口村名主(喜太夫)・百姓	納込米11石3斗9升6合、外に高掛三役が加わり、全て金納で計11兩1分・永151文1分、更に口米1分・永82文が加算される。以上去丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77
23 182	C 1	享保7年11月 (1722年)・寅	寅年可納御年貢割付之事	○小笠原佐渡守内:安間新兵衛・杉浦伝五左衛門、脇部半左衛門 ●井口村庄屋・百姓	高287石1斗7升7合、これより前々永引き、午・丑年の川成石入り分等を差引き、有高64石4斗8升、この納入分は10石4斗6升5合(定免1割6分2厘2毛)、新田高427石9斗6升5合は以前から永引き、外に納入は2升出目米がある。以上12月10日までに納入。	原本	状	1	○	77
24 58	C 1	享保8年5月 (1723年)・卯	覚 (寅年貢皆済目録)	○小笠原佐渡守内:篠崎儀右衛門 ●井口村名主(喜太夫)・組頭中	納込米11石6升3合、この金11兩3分・永19文8分、これに口米が加わり総計金12兩・永123文、これは去る寅年の年貢で、その皆済目録。	原本	状	1	○	77

25 183	C 1	享保8年11月 (1723年)・卯	卯之御年貢可納割付之事	○小笠原佐渡守内：安間新兵衛、杉浦伝五左衛門、脇部半左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより前々永引、午・丑年の川成分を除き、有高64石4斗8升、この納合米10石4斗6升5合(定免1割6分2厘3毛)、新田高427石9斗6余りは前々川成永引き、外に2升出目米を納入。また当年、六尺餘米・御伝馬宿入用は国役金提出の為免除される。以上12月10日迄に納入。	原本	状	1	○	77
26 42	C 1	享保9年5月 (1724年)・辰	覚 (卯年貢皆済目録)	○小笠原佐渡守内：山下理左衛門 ●井口村名主(喜太夫)・組頭中	納込米11石6升3合、この内訳は「二方金納」分が7石3斗7升5合、この金納：金6兩1分・永26文6分(但し金1兩に付き1石1斗7升5合替)、「一方金納」分が3石6斗8升、この金納3兩・永99文2分(但し金1兩に付き1石1斗9升替)、この外口米(二方・一方と分かれて)あり、納合計金9兩2分永157文、以上皆済の証。	原本	状	1	○	77
27 184	C 1	享保9年11月 (1724年)・辰	辰之御年貢可納割付之事	○小笠原佐渡守内：安間新兵衛、杉浦伝五左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引、丑年川成分を除き、有高64石4斗8升、この納入10石4斗6升5合(定免1割6分2厘3毛)、これに高掛三役と2升出目米が加算される。なお新田高427石余りは以前から川成永引きとなっている。以上12月10日までに納入のこと。	原本	状	1	○	77
28 54	C 1	享保10年5月 (1725年)・巳	覚 (辰年貢皆済目録)	○小笠原佐渡守内：山下理左衛門 ●井口村名主(喜太夫)中	納込米11石6斗3合、それに高掛三役が加わり、全て金納で8兩3分・永122文、この外口米が加算されて総納金9兩・永129文4分、この辰年貢皆済。	原本	状	1	○	77
29 185	C 1	享保10年11月 (1725年)・巳	巳之御年貢可納割付之事	○小笠原佐渡守内：市橋宇左衛門、中嶋角左衛門、杉浦伝五左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引き、丑の川成引きを除き、有高70石3斗1升2合。新田高427石9斗余りは前々より川成永引きで、結局納合米11石4斗1升2合(定免1割6分2厘3毛)、この外に高掛三役と2升出目米が加算される。以上12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
30 57	C 1	享保11年5月 (1726年)・午	覚 (巳年貢皆済目録)	○小笠原佐渡守内：原田理太夫 ●井口村名主(喜太夫)・百姓中	納込米12石6斗4合、これに高掛三役、口米が加わり、金納で合計金10兩3分・永166文9分、これ去る巳年の年貢皆済。	原本	状	1	○	77
31 186	C 1	享保11年11月 (1726年)・午	午御年貢可納割付之事	○小笠原佐渡守内：市橋宇左衛門、中嶋角左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引き、丑年川成引きを除き、有高70石3斗1升2合、この納入は11石4斗1升2合(定免1割6分2厘3毛)。新田高427石9斗余りは川成にて前々より永引き。外に納入は高掛三役と2升出目米が加算される。以上12月10日までに納入のこと。	原本	状	1	○	77
32 52	C 1	享保12年5月 (1727年)・未	覚 (午年貢皆済目録)	○小笠原佐渡守内：原田理太夫 ●井口村名主(喜太夫)・百姓中	納込米12石6升4合、これに高掛三役が加わり、全て金納計11兩・永178文9分、この外に口米が加算され、納合金11兩2分・永3文7分、これが去る午年貢、皆済。	原本	状	1	○	77
33 187	C 1	享保12年11月 (1727年)・未	未之御年貢可納割付之事	○小笠原佐渡守内：市橋宇左衛門、中嶋角左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引き、丑年川成引きを除き、有高70石3斗1升2合、この納入19石1斗4升6合(定免2割7分2厘3毛)。新田高427石9斗余りは川成にて前々より永引き。外に納入は高掛三役と2升出目米があり、以上を12月10日までに納入。	原本	状	1	○	77
34 56	C 1	享保13年5月 (1728年)・申	覚 (未年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内：原田理太夫 ●井口村名主(喜太夫)・百姓中	納込米20石2斗4升、これに高掛三役が加わり、納合金18兩3分・永65文5分、更に口米が加算され、総納金19兩1分・永99文7分、以上皆済。	原本	状	1	○	77
35 188	C 1	享保13年11月 (1728年)・申	申御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内：市橋宇左衛門、中嶋角左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引き、丑年川成引き等を除き、有高122石3斗1升、この納入は33石3斗5合(定免2割7分2厘3毛)。なお新田高427石9斗余りは前々より永引き。納入は更に高掛三役と2升出目米が加算される。以上12月10日までに納入のこと。	原本	状	1	○	77
36 51	C 1	享保14年5月 (1729年)・酉	覚 (申年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内：原田理太夫 ●井口村名主(喜太夫)・百姓中	納込35石2斗8合、これより納入は全て金納、外に高掛三役があり、この納合金32兩・永61文8分、この外に口米ありこれも金納で、結局合金32兩3分永220文4分。以上申年貢皆済。	原本	状	1	○	77
37 159	C 1	享保14年11月 (1729年)・酉	酉御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内：市橋里右衛門、市橋宇左衛門、中嶋角左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引、丑年川成引等を除き、有高84石1斗3升4合、この納入50石1斗4升(定免2割7分2厘3毛)。新田高427石6升余りは前々より川成永引きとなっている。納入は外に高掛三役、2升出目米が加算される。以上12月10日までに納入のこと。	原本	状	1	○	77

通し番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦 () ・ 干支	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
38 53	C 1	享保15年5月 (1730年) ・ 戌	覚 (酉年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内: 原田理太夫 ●井口村名主(喜太夫) 百姓中	納込米53石5合、それに高掛三役が加算され納合金38兩・永55文と、外に口米(金納)が加わり総計39兩・永103文6分、以上酉年貢皆済。		原本	状	1	○	77
39 190	C 1	享保15年11月 (1730年) ・ 戌	戌御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内: 市橋里右衛門、市橋守左衛門、中崎角左衛門 ●井口村名主・百姓	高289石1斗7合、これより前々川成永引き、丑年川成引き等を除き、有高231石1斗9升8合、この年貢62石9斗5升5合(定免2割7分2厘3毛)。外に高掛三役・2升出目米が加算される。なお新田高427石9斗余りは前々から川成永引き。以上12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
40 50	C 1	享保16年5月 (1731年) ・ 亥	覚 (戌年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内: 高林嘉左衛門 ●井口村名主(喜太夫) 百姓	納込米66石5斗5升2合、内、米で40石8斗、金で14兩・永149文4分他に御藏前入用・六尺給米・御伝馬宿入用は金納で、納合米40石8斗、金15兩・永126文4分、この他に口米があり、結局、金子合計は16兩・永244文3分、以上戌年貢皆済。		原本	状	1	○	77
41 191	C 1	享保16年11月 (1731年) ・ 亥	亥御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内: 原田理太夫・高田平藏・中崎角左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引き、丑年川成引き等を除き、有高231石1斗9升8合、この納入は62石9斗5升5合(定免2割7分2厘3毛)。新田高427石9斗6升5合は前々より川成永引。上記の外納入に高掛三役・2升出目米があり、以上12月10日までに納入のこと。		原本	状	1	○	77
42 47	C 1	享保17年5月 (1732年) ・ 子	覚 (亥年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内: 高林嘉左衛門 ●井口村名主(喜太夫) ・ 百姓中	納込米66石5斗3合、この内3分1が金納、更に高掛三役も金納で、ここまでの合計: 米44石4斗、金19兩・永152文6厘、外に口米が金納で加算され金合計は20兩3分・永71文4分9厘。以上去る亥年貢皆済。		原本	状	1	○	77
43 192	C 1	享保17年11月 (1732年) ・ 子	子御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内: 原田理太夫・高田平藏・中崎角左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引、丑年川成永引等を除き、有高231石1斗9升8合、この納入は62石9斗5升5合(定免2割7分2厘3毛)。なお新田高427石9斗6升5合は前々より川成永引き。外に納入分は高掛三役と2升出目米が加算される。以上12月10日までに納入のこと。		原本	状	1	○	77
44 45	C 1	享保18年5月 (1733年) ・ 丑	覚 (子年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内: 青嶋清兵衛 ●井口村名主(喜太夫) ・ 百姓中	納込米66石5斗5升2合、この内3分1金納(18兩1分・永42文3分2厘)、外に高掛三役、口米がありすべて金納で、計21兩・永139文1分8厘、以上、去る子の年貢皆済。		原本	状	1	○	77
45 193	C 1	享保18年11月 (1733年) ・ 丑	丑御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内: 原田理太夫・高田平藏・中崎角左衛門 ●井口村名主、百姓中	高287石1斗7合、これより川成永引き、丑年川成引き等を除き、有高231石1斗9升8合、この納入は62石9斗5升5合(定免2割7分2厘3毛)。新田高427石9斗6升5合は前々川成永引き、納分は外に高掛三役と2升出目米が加わる。以上12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
46 46	C 1	享保19年5月 (1734年) ・ 寅	覚 (丑年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内: 青嶋清兵衛 ●井口村名主(喜太夫) ・ 百姓中	納込米66石5斗5升2合、この内3分1金納、更に置初、廻米があり、また高掛三役は金納で、納合米44石9斗8升6合、金12兩2分・永121文9分、外に口米があり、金納合計20兩1分・永41文4分。以上去る丑年貢皆済。		原本	状	1	○	77
47 194	C 1	享保19年11月 (1734年) ・ 寅	寅御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内: 香山五左衛門・高田平藏・中崎角左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7升、これより川成永引、丑・当年の川成引分を除き、有高226石1斗6升1合、この納入は米61石5斗8升4合(定免2割7分2厘3毛)で、新田高427石9斗余りは前々川成永引、納入はこの外に高掛三役、2升出目米がある。以上、12月10日迄に納入。なお定免は去る寅から未迄5カ年。		原本	状	1	○	77
48 43	C 1	享保20年5月 (1735年) ・ 卯	覚 (寅年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内: 青嶋清兵衛 ●井口村名主(喜太夫) ・ 百姓中	納込米65石1斗3合、この内3分1金納で18兩3分・永182文7分、外に高掛三役あり、ここまでの納合米44石、金19兩2分・永10文7分、この外口米(金納)が加わり、結局金納分は21兩1分・永13文9分、以上皆済。		原本	状	1	○	77
49 195	C 1	享保20年11月 (1735年) ・ 卯	卯御年貢可納割付之事	○小笠原老岐守内: 香山五左衛門・高田平藏 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより川成永引、丑・去る寅川成・石入分を除き、有高226石1斗6升1合、この年貢61石5斗8升4合。新田高427石9斗は前々より川成永引き。納入は外に高掛三役・2升出目米があり、以上12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77

50 49	C 1	享保21年5月 (1736年)・辰	覚 (卯年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内:青嶋清兵衛 ●井口村名主(喜太夫)・百姓中	納米65石1斗3合、これに米納で六尺給米・御伝馬宿入用が加わり、また別に金納として御蔵前入用前、江戸御廻米不足金加算され、納合米65石6斗7升1合・金2分・永122文5分、外に口米が金納として加算され、金合計2両・永12文2分。以上去る卯年貢皆済。	この年4月に元文と改元	原本	状	1	○	77
51 59	C 1	元文2年5月 (1737年)・巳	覚 (辰年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内:青嶋清兵衛 ●榎原郡井口村名主(喜太夫)・百姓中	納米66石3斗6升8合、これに御蔵前入用前(金納)、六尺給米と御伝馬宿入用(米納)が加わり、納合米66石9斗9升5合・金2分・永78文、更に口米が金納として加算され、金納計2両3分・永30文3分、以上皆済。		原本	状	1	○	77
52 73	C 1	元文3年5月 (1738年)・午	覚 (巳年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内:末村七六郎 ●井口村名主(喜太夫)・百姓中	納米64石6斗6升9合、これに高掛三役の内御蔵前入用前が金納、あとの2つが米納として加わり、納合米65石2斗9升7合・金2分・永78文、更に口米(金納)が加算され、金納計2両2分・永29文5分。以上巳年貢皆済。		原本	状	1	○	77
53 60	C 1	元文4年4月 (1739年)・未	覚 (午年貢皆済目録)	○小笠原老岐守内:今泉武助 ●井口村名主(喜太夫)・百姓中	納米64石8斗6升6合(内廻米は米納45石3斗7升、悪米は金納で24兩1分・永120文)、これに高掛三役(内御蔵前入用のみ金納)が加わり、納合米46石・金納方はこれに口米が加算され、金納計28兩・永77文1分。		原本	状	1	○	77
54 61	C 1	元文5年9月 (1740年)・申	なし (未年貢皆済目録)	○野田甚五兵衛手代:妹尾善左衛門、村上郡八、石川段助、佐藤丈太夫 ●(井口村)庄屋(喜太夫)・百姓中	高715石7升2合、この内納入年貢は本途米62石6斗1升7合、高掛三役(内御蔵前入用前は金納)・2升出目米・口米・国役金があり、合米68石7斗4合・永1貫444文3分、この内、口米は金納で、納合米66石8斗2升5合・永4貫311文6分、以上申未年貢皆済。		原本	状	1	○	77
55 62	C 1	寛保元年9月 (1741年)・酉	申年御物成米金御皆済目録	○御用に出狩野甚蔵・山口多平治・鈴木郡右衛門・金井良左衛門 ●(井口村)庄屋(喜太夫)・百姓中	高715石7升2合、これより納入は本途(米)、二升出目米、高掛三役(内御蔵前入用のみ金納)、口米があり、合米68石7斗3合・永580文、この内口米が銭納で、納合米66石8斗2升5合・永4貫159文9分、以上本途小物成等皆済。	天野次郎の奥印あり。	原本	状	1	○	77
56 63	C 1	寛保2年6月 (1742年)・戌	酉御物成米金皆済目録	○山口多平治・志水和藤治・岩間滝右衛門 ●(井口村)庄屋(喜太夫)・百姓中	高715石7升2合、この中より納入は本途・2升出目・高掛三役・口米あり、合米68石7斗3合・永580文、この内、口米と下々米石代が金納に替り、廻米が米納と金納に分かれ、納合米44石4斗・永27貫113文6分。以上酉年貢皆済。		原本	状	1	○	77
57 64	C 1	寛保3年3月 (1743年)・亥	覚 (戌年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代:関戸惣四郎、柴田秋右衛門、坂入茂右衛門 ●(井口村)名主:喜太夫、組頭:兵左衛門、百姓代:平四郎	高715石7升2合、これより納付(御廻米)67石9斗5升2合、外に高掛三役・口米(これらは金納)があり、納合米67石9斗5升2合・金3兩3分・永77文、これに国役金が加算される。以上戌年貢皆済。		原本	状	1	○	77
58 65	C 1	延享元年3月 (1744年)・子	覚 (亥年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代:関戸惣四郎、柴田秋右衛門 ●(井口村)名主:喜太夫、組頭:兵左衛門、百姓代:平四郎	高715石7升2合、この内納入は、納付御廻米(米)・高掛三役(金)・口米(金)があり、納合米67石9斗5升2合・金3兩2分・永191文5分、以上亥年貢皆済。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
59 197	C 1	延享元年11月 (1744年)・子	子年可納御年貢割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより前々川成引、田方より前々川成・石砂入り引、畑方より前々御蔵敷・川成引を差引き、納合米64石2斗7升5合、田方免、去る亥年より来る卯迄5ヶ年定免にて3割2分3厘4毛・2割7分、畑方1割1分、田成分1割8分。(新田高437石余りは前々より川成永引)。更に納入には高掛三役と2升出目米が加算される。以上12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
60 66	C 1	延享2年3月 (1745年)・丑	覚 (子年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代:関戸惣四郎、柴田秋右衛門 ●井口村名主:喜太夫、組頭:兵左衛門、百姓代:平四郎	高715石7升2合、この中より納付は廻米と高掛三役(金納)・口米(金納)で、納合米67石9斗5升2合・金3兩2分・永107文3分。以上年貢皆済。		原本	状	1	○	77
61 196	C 1	延享2年11月 (1745年)・丑	丑御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・百姓	高287石1斗7合、これより前々川成引・田方分の前々石入引、畑方分の前々御蔵敷引等を差引き、納入は66石4斗2升1合(田方免3割2分3厘4毛、畑方免1割8分、去る亥より来る卯迄の定免)なお新田高427石9斗余りは前々より川成引、納入は上記の外に高掛三役と2升出目米があり12月10日迄納入		原本	状	1	○	77
62 67	C 1	延享3年3月 (1746年)・寅	覚 (丑年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代:関戸惣四郎、柴田秋右衛門 ●井口村名主:喜太夫、組頭:兵左衛門、百姓代:平四郎	高715石7升2合、この内納付は米70石2斗1升7合、この内訳は、廻米、高掛三役と口米は金子、納合米70石2斗1升7合・金4兩・永45文2分、外に国役金1兩、銀1匁8分6厘、以上丑年貢皆済。		原本	状	1	○	77

63 198	C 1	延享3年11月 (1746年)・寅	当寅御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高287石1斗7合、これより前々川成引、また田方の前石入り分を引き、畑方の郷藏敷・川成引き等を除き、納入は66石4斗2升1合、なお新田高427石余りは前々川成引き。納入は外に高掛三役、2升出目米があり、結局納合米70石8斗7升8合、金2分・永108文7分、なお定免は田高は3割2分3厘4毛と2割7分、畑方が1割1分と1割8分、去る亥より卯迄の5ヶ年定免。	原本	状	1	○	77	
64 68	C 1	延享4年3月 (1747年)・卯	覚 (寅年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：岡嶋政右衛門、関戸惣四郎、柴田秋右衛門 ●井口村名主：喜太夫、組頭：兵左衛門、百姓代：平四郎	高715石7升2合、納辻米70石1斗7合、その内訳、廻米、餅初代米渡が米納で、高掛三役、口米が金納で加算され、納合米70石2斗1升7合、金4兩・永86文9分、以上寅年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
65 199	C 1	延享4年11月 (1747年)・卯	当卯御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高247石1斗7合、これより前々川成引き分を除き、残り243石8斗5升4合、この内訳は、田方は200石2斗5升9合、これより前々石入り分を引き去った分から納入米は、免3割2分3厘4毛の分が37石8斗2升7合、免2割7分の分が22石4斗3升8合、畑方は43石5斗9升5合、これより郷藏敷・川成引きを除いた分から納入米は、免1割1分の分が2石6斗7合、田成の分が免1割8分で納入米3石5斗4升9合、外に2升出目米、高掛三役（内郷藏前入用は永納）、納合米70石8斗7升8合、永608文7分、以上12月10日迄納入	原本	状	1	○	77	
66 69	C 1	延享5年3月 (1748年)・辰	覚 (卯年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：関戸惣四郎、柴田秋右衛門 ●井口村名主：喜太夫、組頭：兵左衛門、百姓代：平四郎	高715石7升2合、納辻70石2斗1升7合（餅初代米渡と廻米）、外に金納として高掛三役と口米があり、納合米70石2斗1升7合、金4兩3分、永236文、以上、卯年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
67 200	C 1	寛延元年11月 (1748年)・辰	当辰御年貢可納割付之事	○天野助次郎 ●井口村名主・惣百姓	高287石1斗7合（川成で永引きの新田高は除外）、これより前々川成引き、又田方の前々石入り引き、畑方の郷藏敷引き、川成引き分を差引き、納入額66石4斗2升1合（この免は田方が3割2分3厘4毛と2割7分の分、畑方が1割1分と1割8分の分がある）、これに高掛三役と2升出目米が加算され、納合米70石8斗7升8合、金2分・永108文7分、なお定免は当辰年1ヶ年。	この年7月に寛延と改元	原本	状	1	○	77
68 70	C 1	寛延2年5月 (1749年)・巳	覚 (辰年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：柴田秋右衛門、飯塚惣八郎、坂入茂右衛門 ●井口村名主：喜太夫、与頭：兵左衛門、百姓代：平四郎	高715石7升2合、納辻米70石2斗1升7合（廻米、餅初代米渡）、外に高掛三役と口米あり、これは金納で、納合米70石2斗1升7合、金4兩・永1文7分。以上、辰年貢皆済目録。	原本	状	1	○	77	
69 201	C 1	寛延2年11月 (1749年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高715石7升2合、これより本田の前々川成引き・新田前々川成引きあり、更に田方の前々石入り引き、畑方の前々郷藏敷引き分を差引き、有高248石9斗3升、この納入は68石8斗7升1合、外に高掛三役・2升出目米がこれに加算され、納合米73石4斗8升2合、永621文5分。なお定免は当巳一酉年の5年	原本	状	1	○	77	
70 71	C 1	寛延3年3月 (1750年)・午	覚 (巳年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：柴田秋右衛門、飯塚惣八郎、坂入茂右衛門 ●なし（井口村名主：喜太夫、与頭：兵左衛門、百姓代：平四郎	高715石7升2合、納辻72石8斗7合（餅初代米・廻米）、外に高掛三役と口米が金納で、納合米72石8斗7合、金4兩1分・永248文8分、以上巳年の年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
71 202	C 1	寛延3年11月 (1750年)・午	午御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・百姓	高715石7升2合、これより本田の前々川成引き、その上で田・畑方に分け田方では前々石入り引、畑方では郷藏敷引あり（なお新田高は前々より川成で永引）有高251石1斗2合、これより納入米は69石1斗9升3合、外に高掛三役、2升出目米が加算され、納合米73石8斗2升6合、永624文4分、なお定免は巳年一酉年迄の5年間、田方免3割2分9厘1毛と2割7分4厘8毛。	原本	状	1	○	77	
72 72	C 1	寛延4年3月 (1751年)・未	覚 (午年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：柴田秋右衛門、飯塚惣八郎 ●井口村名主：喜太夫、与頭：兵左衛門、百姓代：平四郎	高715石7升2合、この納辻73石1斗4升7合（餅初代米と廻米）。外に高掛三役と口米があり金納。納合米73石1斗4升7合、金1兩3分、永181文となっている。以上午年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
73 208	C 1	宝暦元年11月 (1751年)・未	未御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高715石7升2合、これより前々より川成引・石入り引（田方）、郷藏敷引（畑方）を差引き、有高250石1斗2合、これより納入は69石1斗9升3合、定免は巳年一酉迄の5ヶ年季、田方は3割2分9厘1毛と1割7分3厘8毛、畑方は1割1分と1割8分余（田成分）、納入は外に高掛三役、2升出目米が加算され納合米73石8斗2升6合、永624文4分、以上12月10日迄納入。	この年10月に宝暦と改元。	原本	状	1	○	77

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () ・ 干支	年 月 日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
74 86	C 1	宝暦2年5月 (1752年) ・ 申		覚 (末年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：小沢勝右衛門、坂入茂右衛門 ●井口村名主：喜太夫、与頭：兵左衛門、百姓代：兵四郎	高715石7升2合、この納辻73石1斗4升7合(餅扱代米・廻米)、この外金納分として、高掛三役と口米あり、納合米73石1斗4升7合、金3兩2分・永129文、以上、去る末年貢皆済。	下部に虫喰いあり。	原本	状	1	○	77
75 204	C 1	宝暦2年11月 (1752年) ・ 申		申御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高715石7升2合、これより本田(田・畑)方の前々川成・郷藏敷引き分を除き新田427石9斗余り(前々より川成永引き)を差引き、有高250石1斗2合で、この納入69石1斗9升3合(日より西迄5ヶ年季定免で田方免：3割2分9厘1毛と2割7分4厘8毛、畑方免：1割1分、1割8分(田成分)、これに高掛三役と2升出目米が加算され納合米73石8斗2升6合、永624文4分		原本	状	1	○	77
76 85	C 1	宝暦3年3月 (1753年) ・ 酉		覚 (申年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：柴田秋右衛門、飯塚惣八郎 ●井口村名主：喜太夫、組頭：兵左衛門、百姓代：平七	高715石7升2合、納辻米73石6斗4升7合(餅扱代米・廻米)、この外に金納として、高掛三役と口米あり、納合米73石6斗4升7合、金3兩・永136文8分、以上、申年貢皆済。		原本	状	1	○	77
77 205	C 1	宝暦3年11月 (1753年) ・ 酉		酉御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高715石7升2合、内、本田の田・下畑方の前々川成引、郷藏敷を除き、また新田高は前々川成永引、これより有高252石9斗2升9合、この納入は70石1斗2升3合(日～酉年迄の5ヶ年季定免で、田方免3割2分9厘3毛と2割7分4厘8毛、畑方免は1割1分と田成免1割8分)、これに高掛三役と2升出目米を加算し、納合米74石8斗1升6合、永631文5分、12月10日迄納入		原本	状	1	○	77
78 84	C 1	宝暦4年3月 (1754年) ・ 戌		覚 (酉年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：小沢勝右衛門、飯塚惣八郎 ●井口村名主：喜太夫、組頭：兵左衛門、百姓代：平七郎	高715石7升2合、この納辻米74石1斗3升(餅扱代米・置扱米・廻米)、外に、金納として高掛三役と口米あり、納合米74石1斗3升と金3兩・永242文。以上去る酉年貢皆済。		原本	状	1	○	77
79 206	C 1	宝暦4年11月 (1754年) ・ 戌		戌御年貢可納割付之事	○辻源五郎 ●井口村名主・与頭・惣百姓	高715石7斗2合、これより本田・新田の前々川成引分を差引き、有高254石6斗5合、これを田方と畑方に分けて、田方の納方は、前々石入引分を除き43石2斗2升8合と、24石8斗4升、畑方は前々郷藏敷引きを除き、3石5斗4升9合、この外、2升出目米を加え、納合米78石4斗8升1合。		原本	状	1	○	77
80 75	C 1	宝暦5年2月 (1755年) ・ 亥		覚 (戌年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：小沢勝右衛門、飯塚惣八郎 ●井口村名主：喜太夫、組頭：兵左衛門、百姓代：平四郎	高715石7升2合、この納辻米78石4斗8升1合(餅扱代米・置扱米・廻米)、それに口米が加わり、納合米78石4斗8升1合、金2兩2分、永12文8分、以上戌年貢皆済。		原本	状	1	○	77
81 207	C 1	宝暦5年11月 (1755年) ・ 亥		亥御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高715石7升2合、これより前々川成分を除き、有高256石3斗1升7合、これを田方・畑方に分けて、田納分は前々石入り分を除き44石7斗1升3合と26石5斗3升2合、畑方分は前々郷藏敷分を除き26石6斗5升2合、畑成分が3石5斗4升9合、この外に2升出目米と御伝馬宿入用が加わり、納合米82石2斗5合、以上12月10日までに納入。		原本	状	1	○	77
82 82	C 1	宝暦6年3月 (1756年) ・ 子		覚 (亥年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門 ●名主：喜太夫、組頭：兵左衛門、百姓代：平七	高715石7升2合、この納辻米81石8斗7升1合(餅扱代米・置扱米、諸渡方置米、廻米)、この外金納として御伝馬宿入用と口米あり、納合米81石8斗7升1合、金3兩2分、永182文6分、以上去る亥年貢皆済。		原本	状	1	○	77
83 208	C 1	宝暦6年11月 (1756年) ・ 子		子御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・惣百姓	高715石7升2合、本田287石1斗7合、これより前々川成引を除き、残り256石3斗1升7合、これを田方と畑方に分けて、田方納入は、前々石入引分を除き44石7斗1升3合と26石9斗4升1合、畑方納入は、前々郷藏敷分を除き26石6斗5升2合と畑成分の3石5斗4升9合、新田は前々より除外、納入合計77石8斗5升5合、外に2升出目と高掛三役あり、納合米82石9斗9合、永640文。以上12月10日迄に納入。		原本	状	1	○	77
84 83	C 1	宝暦7年3月 (1757年) ・ 丑		覚 (子年貢皆済目録)	○大草太郎左衛門手代：小沢勝右衛門、飯塚惣八郎 ●井口村名主：喜太夫、与頭：兵左衛門、百姓代：平七	高715石7升2合、この納辻米82石3斗4合(餅扱代米・廻米)、この外金納として、高掛三役と口米あり、納合米82石3斗4合、金5兩、永102文以上、去る子年貢皆済。		原本	状	1	○	77

85 209	C 1	宝暦7年11月 (1757年)・丑	丑御年貢可納割付之事	○岩出伊右衛門 ●井口村名主・与頭・惣百姓	高715石7升2合、これより田畑の前々石砂入や川成、郷藏敷分を引き去り、田方有高209石6斗8升7郷、納入は米71石9斗2升8合、畑方の有高44石7斗2升5合、この納入は米6石3斗、なお新田高は前々より川成引き、納入はこの外に2升出目米、高掛三役があり、納合米84石6斗3升9合、永1貫787文7分、以上12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
86 81	C 1	宝暦8年3月 (1758年)・寅	丑御年貢皆済目録	○岩出伊右衛門 ●井口村名主(喜大夫)、組頭、惣百姓	高715石7升2合、この納米82石6斗9升8合、この外に金納として、高掛三役と口米があり、納合米82石6斗9升8合と金7兩2分・永137文5分以上去る丑年貢皆済。		原本	状	1	○	77
87 210	C 1	宝暦8年11月 (1758年)・寅	寅御年貢可納割付之事	○岩出伊右衛門 ●井口村名主・組頭・惣百姓	高715石7升2合、田方212石3斗6升7合より前々川成、石砂入り分を差引き、納入米73石9斗8升1合、畑方74石7斗4升より前々郷藏敷・川成分を除き、有高44石7斗2升5合の納米6石3斗、なお、新田畑高は前々より永引、納入は外に2升出目と高掛三役があり、納合米86石8斗9合、永1貫787文7分、以上12月10日迄に納入。		原本	状	1	○	77
88 80	C 1	宝暦9年6月 (1759年)・卯	寅御年貢皆済目録	○岩出伊右衛門 ●(井口村)名主(喜大夫)・与頭・惣百姓	高715石7升2合、この納米84石8斗6升8合、外に金納として高掛三役と口米があり、納合米84石8斗6升8合、永7貫808文7分、以上、去る寅年貢皆済。	下部に虫喰いあり	原本	状	1	○	77
89 211	C 1	宝暦9年11月 (1759年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○岩出伊右衛門 ●井口村名主・惣百姓	高715石7升2合、田高212石3斗6升7合、これより納入高75石7升5合、畑方74石7斗4升より前々郷藏敷・川欠分を除き、畑有高45石2升7合で、この納入米6石3斗4升3合、なお新田畑高は川成永引き、外に納入分は2升出目米、高掛三役。納合米88石1升1合、永1貫787文7分。		原本	状	1	○	77
90 79	C 1	宝暦10年3月 (1760年)・辰	卯御年貢皆済目録	○岩出伊右衛門 ●井口村名主(喜大夫)・組頭・惣百姓	高715石7升2合、納米86石7升、この外に高掛三役と口米があり、これは金納で、納合米86石7升・永6貫75文9分、以上、卯年貢皆済。		原本	状	1	○	77
91 212	C 1	宝暦10年11月 (1760年)・辰	辰御年貢可納割付之事	○岩出伊右衛門 ●井口村名主・組頭・惣百姓	高715石7升2合、これより本田田方212石3斗6升7合、この納入高75石8斗8升5合(免3割5分7厘3毛)、畑方は74石7斗4升、これより前々郷藏敷・川欠分を差引き、有高45石2升7合、この納米6石3斗4升3合(免1割4分9毛)、なお新田高は永引き、納入は外に高掛三役と2升出目米あり、納合米88石6升8合、永1貫787文7分、以上12月10日迄に納入。		原本	状	1	○	77
92 77	C 1	宝暦11年3月 (1761年)・巳	辰御年貢皆済目録	○岩出伊右衛門 ●(井口村)名主(喜大夫)・組頭・惣百姓	高715石7升2合、この納米86石9斗2升7合、この外に、高掛三役と口米を加え、納合米86石9斗2升7合、永5貫867文6分、以上辰年貢皆済。		原本	状	1	○	77
93 213	C 1	宝暦11年11月 (1761年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○大草太郎左衛門 ●井口村名主・組頭・惣百姓	高287石1斗7合、本田の田方212石3斗6升7合(有高)、この納入米75石8斗8升5合(免3割5分7厘3毛)、畑方74石7斗4升、これより前々郷藏敷・川欠分を差引き有高45石2斗2升3郷、この納入米6石3斗7升1合で、新田高は前々より永引き。納入は外に2升出目米、高掛三役が加わり、納合米88石8斗9升7合、永1貫787文7分、以上12月10日迄に納入。		原本	状	1	○	77
94 78	C 1	宝暦12年3月 (1762年)・午	巳御年貢皆済目録	○大草太郎左衛門 ●井口村名主(喜大夫)・組頭・百姓代	高715石7升2合、納米86石9斗5升6合、外に金納として、高掛三役、口米があり、納合米86石9斗5升6合、永5貫700文6分、以上、去る巳年の年貢皆済目録。		原本	状	1	○	77
95 214	C 1	宝暦12年10月 (1762年)・午	井口村当午之免相定之事	○鈴木與七郎・岡田団助・橋本三右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、この田方は117石7斗1升7勺で、この納米48石2斗6升1合(免割1分)、畑方は39石5斗2升8合、これより郷藏敷、川成分を除き、有高23石3斗6升3合、この納入米3石2斗9升2合(免1割4分9毛)、新田畑高は前々より永引き。結局納合米147石1斗2升1合(内2俵は庄屋給米)。以上12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
96 74	C 1	宝暦12年12月 (1762年)・午	覚 (午年貢皆済目録)	○中野嘉七 ●井口村庄屋(喜大夫)・組頭中	高391石6斗2升7合、この内より納合米は江戸廻米・庄屋給米・郷出賄米で計132俵1斗9升、金納合(畑米代納・大豆8俵代)6兩1分・錢107文、以上、午年貢皆済。		原本	状	1	○	77

97 215	C 1	宝暦13年11月 (1763年)・未	井口村当未之免相定之事	○鈴木與七郎、岡田団助、橋本三右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺(有高)、この内、田方は117石7斗1升7勺、この納米50石1斗5升7合(免4割2分6厘1毛)、畑方は39石5斗2升8合、これより前々郷藏敷と川成分を差引き納入米3石2斗9升2合(免1割4分9毛)、新田畑は川成にて前々永引き。結局納合米53石4斗9合、つまり152俵2斗9升2合(内2俵は庄屋給米)、以上12月10日迄に納入。	原本	状	1	○	77
98 76	C 1	宝暦13年12月 (1763年)・未	なし (当未年貢諸役皆済目録)	○吉田勝右衛門 ●井口村庄屋：平七、組頭中	高391石6斗2升7勺、この内、米納は、江戸廻米・郷出賄米・庄屋給米、金納は畑米代納・大豆8俵代・起米代納があり、結局、納合米137俵1斗6升7合5勺、金7兩・錢490文、以上、当未年貢諸役皆済。	原本	状	1	○	77
99 216	C 1	明和元年11月 (1764年)・申	井口村当申定免割付之事	○鈴木與七郎、岡田団助、橋本三右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方有高117石7斗1升7勺、この納入米52石5斗1升、畑方は高より郷藏敷、川成分を差引き、有高23石3斗6升3合、この納入米3石2斗9升2合、新田畑は前々より永引、結局、納合米159俵1斗7升8合(内、庄屋給米2俵)、申~来成迄3ヶ年季定免、以上上納の事。	原本	状	1	○	77
100 87	C 1	明和元年12月 (1764年)・申	井口村当申御物成納払皆済目録	○中里藤藏 ●井口村庄屋：平七、組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は、江戸廻米・庄屋給米、大沼村堤普請の節、助入足扶持分が米納、外に金納として畑米代納・大豆8俵代・端米代納があり、納合米144俵5升、金6兩1分、錢100文、以上、当申物成皆済。	原本	状	1	○	77
101 88	C 1	明和2年12月 (1765年)・酉	覚 (当酉御物成皆済目録)	○中野嘉七 ●井口村：平七、組頭中	高391石6斗2升7勺、この内、納分は米では江戸廻米・庄屋給米(2俵)、金子で畑米代納・大豆8俵代・田米代納があり、納合米136俵、金12兩1分永144文2分、以上、当酉物成皆済。	原本	状	1	○	77
102 89	C 1	明和3年12月 (1766年)・戌	戌之御物成納払皆済目録	○中里藤藏 ●井口村：平七、組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は、米納が江戸廻米・中里藤藏廻村の節の賄米・大沼村堤普請の節、助入足扶持米・庄屋給で、金納が畑米代納・大豆8俵の代・田米代納となっていて、納合米131俵8升7合5勺、金14兩3分・錢70文、以上当戌の物成・小物成皆済。	原本	状	1	○	77
103 217	C 1	明和4年10月 (1767年)・亥	井口村当亥定免割付之事	○岡田三藏、岡田団藏、橋本三右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方有高117石7斗1升7勺の内、納米52石5斗1升、畑方は郷藏敷・川成の前々引分を除き有高23石3斗6升3合、この納米3石2斗9升2合(新田畑は川成に付き前々より永引)。納米は合55石8斗2合=159俵1斗7升8合(内、庄屋給米2俵)、これは当亥~子迄の定免年季によるもので、12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
104 90	C 1	明和4年12月 (1767年)・亥	なし(当亥物成小物成皆済目録)	○吉田勝右衛門 ●井口村庄屋：平七、組頭中	高391石6斗2升7勺、この内納分は、米で江戸廻米・廻村堤切所見賄米・庄屋給米(2俵)、金子で畑米代納・大豆8俵代・田米代納があり、納合米132俵3升7合5勺、金12兩3分・錢753文、以上当亥年貢皆済。	原本	状	1	○	77
105 91	C 1	明和5年12月 (1768年)・子	覚 (年貢諸役皆済目録)	○松下助七 ●井口村庄屋：平七、組頭	高391石6斗2升7勺、この中より納入は米で江戸廻米・庄屋給米(2俵)・松下助七廻村時の賄米、金子では畑米代納・大豆8俵代・田米代納分があり、納合米142俵2升5合、金7兩3分、錢907文、以上当子の年貢諸役皆済。	原本	状	1	○	77
106 218	C 1	明和6年12月 (1769年)・丑	井口村当丑定免割付之事	○川西一兵衛、岡田団助 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方高117石7斗1升より納米52石5斗1升畑方は前々からの郷藏敷・川成引分を除き、有高23石3斗6升3合の納米3石2斗9升2合(新田畑は前々より川成永引)。納米55石8斗2合、俵にして納合米159俵1斗7升8合(含む庄屋給2俵)。当丑~巳まで5ヶ年季定免。	原本	状	1	○	77
107 92	C 1	明和6年12月 (1769年)・丑	覚 (当丑年貢皆済目録)	○大友林治 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は米にて江戸廻米・庄屋給米2俵・大友林治廻村時の4人賄分、金子にて畑米代納・大豆代米・田米代納があり、納合米132俵2升・金12兩2分・錢345文、以上当丑年の年貢皆済。	原本	状	1	○	77
108 93	C 1	明和7年12月 (1770年)・寅	井口村寅御物成納払皆済目録	○中里藤藏 ●井口村藤吉・組頭	高391石6斗2升7合、この納入は米で江戸廻米・役人廻村時の賄米・庄屋給米2俵があり、金子で畑米代納・大豆8俵代・端米代納があり、納合米144俵2升5合、金7兩3分・錢1貫84文、以上当寅年の年貢皆済。	原本	状	1	○	77

通し番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦 () ・ 干支	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形態	数量	撮影	箱 番号
109 94	C 1	明和8年12月 (1771年)・卯	なし (当卯年貢皆済目録)	○吉田勝右衛門 ●井口村庄屋：藤吉、組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入分は米で江戸廻米・役人廻村時の賄米・庄屋給米、金子で畑米代納・大豆8俵代・田米代納がある。納合米143俵2升5合7兩3分・錢2貫161文、以上当卯年貢皆済。		原本	状	1	○	77
110 97	C 1	安永元年12月 (1772年)・辰	なし(当辰御物成小物成皆済目録)	○瀧口忠藏 ●井口村庄屋：藤吉、組頭中	高391石2升7勺、この納入は、米で江戸廻米・役人廻村時の賄米分・庄屋給(2俵)、金子で畑米代納・大豆8俵代納・田米代納あり、納合米126俵2升5合、金14兩2分・錢602文。以上、当辰年貢等皆済。		原本	状	1	○	77
111 98	C 1	安永2年12月 (1773年)・巳	井口村当巳御物成納払皆済目録	○中里藤藏 ●井口村藤吉、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米で江戸廻米、役人廻村時の賄分、庄屋給(2俵)と、金子で畑米代納・大豆8俵の代納・端米代納がある。納合米144俵2升5合、金5兩1分・錢1貫12文、以上当巳年貢皆済。		原本	状	1	○	77
112 219	C 1	安永3年11月 (1774年)・午	井口村当午定免割付之事	○後藤又右衛門、川西弥一兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、田方高117石7斗1升7勺、これより納米53石4斗9升8合、畑方はその高より郷藏敷・川成引き分を除き、有高23石3斗6升3合、この納米3石3斗5升4合(なお新畑は永引き)、結局納合米56石8斗5升2合、俵にして162俵1斗7升8合(内庄屋給米2俵)、これは午から来る申迄の3ヶ年季の定免。以上12月10日迄に納入。		原本	状	1	○	77
113 99	C 1	安永3年12月 (1774年)・午	井口村御物成納払皆済目録	○中野吉左衛門 ●井口村：藤吉・組頭中	高391石6斗2升7勺、この納分は、米にて江戸廻米・端米・庄屋給米(2俵)、金納にて畑米代納・大豆8俵代納・端米代納あり、納合米147俵、金5兩1分・永170文6分、以上当午年物成等皆済。		原本	状	1		
114 220	C 1	安永4年12月 (1775年)・未	井口村当未免相定之事	○曾江忠右衛門、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方は、その石高より当未年の風損分を差引き、有高113石4升8合、これより早稲刈取定免分の納米1石9升9合、当未風損検見取分の米34石7斗2升6合、畑方はその石高より前々郷藏敷・川成分を除き、残高より納米3石3斗5升4合、計米39石1斗7升9合、俵にして111俵3斗8升5合、去る午より来る申迄3ヶ年季定免、以上12月10日迄納入。		原本	状	1	○	77
115 100	C 1	安永4年閏12月 (1775年)・未	なし (当未年貢諸役皆済目録)	○吉田勝右衛門 ●井口村庄屋：藤吉、組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は米で廻米・当春出金元利金子の分、検見賄庄屋給(2俵)、納合米79俵2斗7升8合、金12兩3分・永61文5分2厘以上、当未年貢皆済。		原本	状	1	○	77
116 101	C 1	安永5年12月 (1776年)・申	なし(当申年物成小物成皆済目録)	○瀧口忠藏 ●井口村庄屋：藤吉・組頭	高391石6斗2升7勺、この納入は、米で江戸廻米・先納金の御返米・庄屋給前(2俵)、金納で、畑米代納・大豆8俵代納・田米代納あり、納合米134俵1斗2升4合、金11兩3分・錢977文。以上当申年貢皆済。		原本	状	1	○	77
117 222	C 1	安永6年11月 (1777年)・酉	井口村当酉定免割付之事	○曾江忠右衛門、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方はその高より納合米は53石4斗9升8合、畑方はその高より前々引きの藏敷・川成分を除き、その残高より納米は3石3斗5升4合。(新田畑高は前々より永引き)。結局納合米56石8斗5升2合、俵で162俵1斗7升8合(内2俵は庄屋給)、当酉~来る亥迄3ヶ年の揃え定免とし、12月10日まで納入。		原本	状	1	○	77
118 102	C 1	安永6年12月 (1777年)・酉	なし (当酉年貢皆済目録)	○吉井要助 ●井口村庄屋：藤吉・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入分は、米にて江戸廻米・庄屋給米(2俵)と、金納では畑米代納・大豆8俵代納・田米代納がある。結局納合米125俵金15兩・錢665文、以上、当酉年の年貢皆済。		原本	状	1	○	77
119 103	C 1	安永7年12月 (1778年)・戌	覚 (当戌年貢皆済目録)	○吉田幸藏 ●井口村庄屋：藤吉、組頭中	高391石6斗2升7勺、此の納入分は、米納にて江戸廻米・庄屋給米(2俵)役人廻村時の賄分、金納で畑米代納、大豆8俵代納、金納願の分、端米代納分があり、納合米132俵1斗2升、金3兩1分・錢993文、以上当戌年貢皆済。		原本	状	1	○	77
120 104	C 1	安永8年12月 (1779年)・亥	井口村皆済目録之事	○中野貞右衛門 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納で江戸廻米・役人廻村時賄・青柳村・与五郎新田出時役人束村賄・庄屋給(2俵)、金納で畑米代納・大豆8俵代納・田米代納あり、納合米147俵8升2合5勺、金6兩・永11文7分、以上、当亥年貢等皆済。	下部に虫喰いあり	原本	状	1		

121 221	C 1	安永9年11月 (1780年)・子	井口村当子免相割付之事	○曾江忠右衛門、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方高より納米53石4斗9升8合、畑方はその高より前々からの郷藏敷・川成分を差引いた額より、納米3石3斗5升4合、新田畑は前々より永引。田畑納合米56石8斗5升2合、俵にして162俵1斗7升8合、去る酉〜今年迄定免による。以上12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
122 95	C 1	安永9年12月 (1780年)・子	当子皆済目録之事	○吉井要助 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升4合、この納入は米で江戸廻米・端米代納・役人廻村時の賄米・庄屋給米(2俵)、金で畑米代納・大豆8俵代納・金納願の分・端米代納があり、納合米145俵6升、金6兩3分・永128文4分、以上当年貢皆済。	原本	状	1	○	77
123 105	C 1	天明元年12月 (1781年)・丑	覚 (当丑年貢皆済目録)	○伊藤郡兵衛 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升4合、これより納入が、米納で江戸廻米・庄屋給米(2俵)役人廻村時賄米、金納では畑米代納・大豆8俵代納・端米代納がある。納合米147俵4升7合5勺、金6兩1分・永105文。以上、当丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77
124 106	C 1	天明2年12月 (1782年)・寅	なし (当寅年貢皆済目録)	○滝口与次右衛門 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升4合、これより納入分は米納で、江戸廻米、当寅年拝借米来る卯〜子迄10ヶ年賦で御恵貸渡し、庄屋給米、役人廻村時の賄い米。金納分は畑米代納、大豆8俵代納、端米代納があり、納合米147俵2升5合、金7兩3分・銭372文、以上、当寅年貢皆済。	原本	状	1	○	77
125 107	C 1	天明3年12月 (1783年)・卯	なし (卯年貢皆済目録)	○草野六左衛門 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升4合、これより納入は、米納で、江戸廻米、庄屋給米、役人廻村時の賄い米、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、端米代納があり、納合米148俵4斗5合、金10兩2分、永234文2分2厘、以上皆済。	原本	状	1	○	77
126 108	C 1	天明4年12月 (1784年)・辰	なし (当辰年貢皆済目録)	○吉田八右衛門 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升4合、これより納入分は、米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵金納で、畑米代納、大豆8俵代納、端米代納、夫食年賦上納分。納合米148俵金8兩3分・永5文9分、金1兩1分・永167文4分、以上辰年貢皆済。	原本	状	1	○	77
127 223	C 1	天明5年11月 (1785年)・巳	井口村当巳定免割付之事	○曾江忠右衛門、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、この内、田方高より納米は53石4斗9升8合、畑高では、前々より郷藏敷・川成分を差引き、残り高より納米は3石3斗5升4合(新畑は前々より川成永引き)。結局納合米56石8斗5升2合、それは162俵1斗7升8合(内2俵は庄屋給米となる)、以上当巳〜巳迄3ヶ年措置。	原本	状	1	○	77
128 109	C 1	天明5年12月 (1785年)・巳	巳年納物皆済目録	○伊藤郡兵衛 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升4合、これより納分は、米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時賄分、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、端米代納、作夫食上納分、納合米149俵2升5合、金8兩1分・永227文3分・金1兩1分・永167文4分、以上当巳年貢皆済。	原本	状	1	○	77
129 110	C 1	天明6年12月 (1786年)・午	覚 (当午年貢皆済目録)	○吉井要助 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升4合、これより納分は米納として、江戸廻米、庄屋給米2俵役人廻村時見分賄、御恵拝借米、金納として、畑米代納、大豆8俵代納、端米代納、作夫食上納分、納合米141俵4升、金11兩1分・永162文1分金1兩1分・永167文4分、以上当年貢皆済。	原本	状	1	○	77
130 111	C 1	天明7年12月 (1787年)・未	覚 (当未年貢皆済目録)	○吉田市郎兵衛 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、江戸廻米、先納金元利上納米、庄屋給米、金納として、畑米代納、大豆8俵代納、端米代納があり、納合米144俵4斗9合5勺、金11兩3分・永237文、金2兩・永23文1分6厘以上当未年貢皆済。	原本	状	1	○	77
131 112	C 1	天明8年12月 (1788年)・申	覚 (当申年貢皆済目録)	○中里長藏 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納分は米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、拝借米、金納として、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納、作夫食年賦上納分、納合米148俵、金7兩1分・永249文4分、金1兩1分・永73文6厘以上、当申年貢皆済。	原本	状	1	○	77
132 113	C 1	寛政元年12月 (1789年)・酉	覚 (当酉年貢皆済目録)	○滝口与次右衛門 ●井口村庄屋：喜太夫、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納めとして、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄米、金納として、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米149俵2升(内餅米9俵)、金8兩3分、永5分3毛、以上皆済。	原本	状	1	○	77
133 224	C 1	寛政2年11月 (1790年)・戌	井口村当戌免相定之事	○吉田八右衛門、後藤文之助、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓、	高157石2斗3升8合7勺、田方納米は53石9升8合、畑方は前々からの引分を除き納米3石3斗5升4合、納合米56石8斗5升2合。	原本	状	1	○	77

裏書に「代官庄田伊三郎、善四郎代」とあり

134 114	C 1	寛政2年12月 (1790年)・戌	覚 (当戌年貢皆済目録)	○庄田伊三郎 ●井口村庄屋:善四郎・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入分は米納として、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納として、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米149俵2升5合・金9兩3分・永237文1分4厘5毛、以上年貢皆済	原本	状	1	○	77	
135 225	C 1	寛政3年11月 (1791年)・亥	井口村当亥免相定之事	○後藤長兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方:石入り荒地引き、当亥より卯年迄5ヶ年間の鉦下用捨引きを除き有高:117石3斗7升9合7勺、これより納米53石3斗4升7合、畑方:御藏敷川成前々引きを除き有高:23石3斗6升3合より納米3石3斗5升4合、新田畑は川成にて前々引きとなっているので、結局納合米56石7斗1合、つまり米162俵1合(内2俵は庄屋給米)、これは戌より来る子迄の3ヶ年定免。以上12月10日迄に納入のこと。	「御代官吉田藤助 善四郎代」と裏書きあり	原本	状	1	○	77
136 115	C 1	寛政3年12月 (1791年)・亥	なし (当亥年貢皆済目録)	○吉田藤助 ●井口村庄屋:善四郎・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米:155俵3升5合・金9兩1分・永38文2分8厘8毛、以上当亥年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
137 226	C 1	寛政4年11月 (1792年)・子	覚	○吉田八右衛門、後藤長兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米162俵1合(内、2俵は庄屋給米分)、これは去る亥年、定免米合計で、来る12月10日まで納入せよ。	原本	状	1	○	77	
138 119	C 1	寛政4年12月 (1792年)・子	覚 (当子年貢皆済目録)	○吉井要助 ●井口村庄屋:善四郎・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米で、江戸廻米(内餅米10俵)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄(2回分)、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、結局納合米148俵2升5合(内餅米10俵)、金7兩2分・永191文3分、以上子年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
139 227	C 1	寛政5年11月 (1793年)・丑	井口村当丑免相定之事	○吉田俊助、後藤長兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方は、石入り荒地、鉦下用捨引きを除き、有高:117石3斗7升9合7勺、この納米53石3斗4升7合、畑方は、御藏敷、前々川成分を差引き、有高23石3斗6升3合、この納米3石3斗5升4合、結局納合米56石7斗1合、つまり162俵1合(庄屋給米2俵含む)、当丑より来る卯迄の3ヶ年据置定免、以上12月10日迄に納入。	裏書き「寛政6丑年御代官田中健蔵 清五郎代」とある。但し寛政6は寅年の誤り。	原本	状	1	○	77
140 117	C 1	寛政5年12月 (1793年)・丑	なし (当丑年貢皆済目録)	○田中健蔵 ●井口村庄屋:善四郎・組頭	高391石6斗2升7勺、この納入は米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、田方代納、納合米146俵4斗(内餅米10俵)、金納7兩1分・永37文5分、以上当丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
141 228	C 1	寛政6年11月 (1794年)・寅	覚	○吉田俊助、後藤長兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米162俵1合(内2俵は庄屋給米分)、これは去る丑年に定めた定免米の合計である。これを来る12月10日までに全て納入のこと。	裏書きに「寛政6年寅御代官瀧口儀右衛門、清五郎代」とあり。	原本	状	1	○	77
142 118	C 1	寛政6年12月 (1794年)・寅	なし (当寅年貢皆済目録)	○瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋:善四郎・組頭	高391石6斗2升7勺、納入は、米で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村(2回)時の賄分、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米146俵5升(内餅米10俵)、金7兩1分・永108文4分、以上年貢皆済。	原本	状	1	○	77	
143 229	C 1	寛政7年11月 (1795年)・卯	覚	○後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米162俵(内2俵は庄屋給米分)、それは去る丑年に定めた定免米の合計である。これを12月10日迄に納入のこととあり。	裏書きに「御代官吉井要助・清五郎代」とあり	原本	状	1	○	77
144 116	C 1	寛政7年12月 (1795年)・卯	なし (当卯年貢皆済目録)	○吉井要助 ●井口村庄屋:善四郎・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米で、江戸廻米、庄屋給米2俵、代官廻村時の賄米(3回)、金納で、畑米畑、大豆8俵の代納、田米代納あり、納合米146俵3升2合5勺(内9俵餅米)、金納8兩2分2朱・永84文3分	原本	状	1	○	77	
145 230	C 1	寛政8年11月 (1796年)・辰	井口村当辰免相定之事	○吉田俊助、後藤又右衛門、辰年御代官吉田久左衛門、清五郎代 ●井口村庄屋:清五郎代組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、田方の納米分は53石4斗9升7合、畑方は御藏敷・川成による前々引き分を除き、有高23石3斗6升3合、この納入米3石3斗5升4合、新畑は川成にて永引き、結局納合計56石8斗5升1合、つまり162俵1斗7升7合、定免季明けに付き当辰より来る午年迄3ヶ年据え免。	原本	状	1	○	77	
146 96	C 1	寛政8年12月 (1796年)・辰	覚 (当辰年貢皆済目録)	○吉田久左衛門 ●井口村庄屋:善四郎・組頭中	高391石6斗2升7合、納入は、米で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分2回、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵3升・金7兩1分・永46文4分、以上当辰年貢皆済。	原本	状	1	○	77	

通し番号 文書番号	分類	年号 年 月 日 西暦 () ・ 干支	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
147 231	C 1	寛政9年11月 (1797年) ・ 巳	覚	○吉田俊助、後藤長兵衛、松岡伊兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米162俵1斗7升7合、内2俵は庄屋給引き、これは去る辰年の定免米の合計である。これを来る12月10日迄に納入のこと。	裏書「田中健蔵 清五郎代」とあり。	原本	状	1	○	77
148 120	C 1	寛政9年12月 (1797年) ・ 巳	なし (当巳年貢皆済目録)	○田中健蔵 ●井口村庄屋：善四郎、組頭	高391石6斗2升7勺、納入は米にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵3升(内餅米10俵)、金納にて7兩1分2朱・永131文2分3厘5毛、以上、当巳年貢皆済。		原本	状	1	○	77
149 232	C 1	寛政10年11月 (1798年) ・ 午	覚	○後藤長兵衛、松岡伊兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米162俵1斗7升7合、内、庄屋給2俵、これは去る辰年にきめた定免米の合計である。来る12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
150 121	C 1	寛政10年12月 (1798年) ・ 午	なし (当午年貢皆済目録)	○草野六左衛門 ●井口村庄屋：善四郎、組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は、米にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時(2回)の賄分、金納にて、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵3升、金6兩2分2朱・永64文4分、以上当年貢皆済。		原本	状	1	○	77
151 233	C 1	寛政11年11月 (1799年) ・ 未	井口村当未免相定之事	○松岡伊兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋：善四郎、組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、田方高47石7斗1升7勺、この納米は53石4斗9升7合、畑方は御藏敷・川成の前々引の分を除き、残高23石3斗6升3合より納米は3石3斗5升4合、新田畑は前々から川成永引き、結局納合米56石8斗5升1合、つまり162俵1斗7升7合、定免年季明けで来る酉年より3ヶ年据免として定めたもの。これを12月10日までに納入。		原本	状	1	○	77
152 122	C 1	寛政11年12月 (1799年) ・ 未	なし (当未年貢皆済目録)	○杉野友兵衛 ●井口村庄屋：善四郎、組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は、米にて、江戸廻米(内餅米10俵)、庄屋給米2俵、役人廻村時(2回)の賄分あり、金納では畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵3升、金8兩2朱・永1分1厘5毛、以上皆済。		原本	状	1	○	77
153 234	C 1	寛政12年11月 (1800年) ・ 申	覚	○吉田俊助、後藤長兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋：善四郎、組頭・惣百姓中	米162俵1斗7升7合(内2俵は庄屋給米)、これは去る未年に定めた定免による米合計である。これを来る12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
154 123	C 1	寛政12年12月 (1800年) ・ 申	なし (当申年貢皆済目録)	○瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋：善四郎代組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は、米で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納で、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵5升5合(内餅米10俵)、金7兩3分・永40文2分、以上年貢皆済。		原本	状	1	○	77
155 235	C 1	享和元年11月 (1801年) ・ 酉	覚	○吉田俊助、後藤長兵衛、後藤又右衛門 ●井口村庄屋：善四郎、組頭・惣百姓	米162俵1斗7升7合(内2俵は庄屋給米)、これは去る未年に定めた定免による納米である。これを来る12月10日までに納入のこと。		原本	状	1	○	77
156 124	C 1	享和元年12月 (1801年) ・ 酉	覚 (当酉年貢皆済目録)	○佐藤又兵衛 ●井口村庄屋：善四郎、組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は、米納にて江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納にて畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵3升(内餅米10俵)、金7兩2分2朱・永85文1分、以上酉年貢皆済		原本	状	1	○	77
157 236	C 1	享和2年11月 (1802年) ・ 戌	井口村当戌定免割付之事	○吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は53石7斗3升5合(免4ツ5分6厘5毛)、畑方納米では、御藏敷・前々川成分を差引き、有高より納米3石3斗5升4合、なお新田方は前々より川成永引きとなっている。結局納合米57石8升9合、俵にして163俵4升6合(内庄屋給米2俵)。当年の定免年季明けを機に、当戌より子年迄田方免が2厘増しの定免となる。		原本	状	1	○	77
158 125	C 1	享和2年12月 (1802年) ・ 戌	覚 (当戌年貢皆済目録)	○山田長十郎 ●井口村庄屋：武左衛門、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分あり、金納では、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵3升5合(内餅米10俵)、金7兩2朱・永50文3分。		原本	状	1	○	77
159 237	C 1	享和3年11月 (1803年) ・ 亥	覚	○吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	米163俵4升6合(内2俵は庄屋給米)、これは去る戌年に定めた定免による納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
160 126	C 1	享和3年12月 (1803年) ・ 亥	覚 (当亥年貢皆済目録)	○大竹宗十郎 ●井口村庄屋：武左衛門、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納として、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納として、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、納合米147俵3升(内糶9俵)、金6兩1分・永75文8分、亥年貢皆済。		原本	状	1	○	77

161 239	C 1	文化元年11月 (1804年)・子	覚	○吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	米263俵4升6合(内2俵は庄屋給米)、これは去る戌年に決めた定免の納合米である。これを12月10日迄に納入すること。	原本	状	1	○	77
162 127	C 1	文化元年12月 (1804年)・子	覚 (当子年貢皆済目録)	○田中健蔵 ●井口村庄屋:武左衛門、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、谷川通り欠所普請人足174人分の扶持米(半分)、役人廻村時の片食賄分、金納として、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納、納合米147俵1斗7升6合2勺5才(内糶10俵)、金6兩2分2朱・永8文4厘7毛、以上子年貢皆済。	原本	状	1	○	77
163 240	C 1	文化2年11月 (1805年)・丑	井口村当丑免相定之事	○吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、田方の納米は、53石7斗3升5合、畑方では郷藏敷・川成永引き分を除き、有高より納米は、3石3斗5升4合、なお新田高は前々より川成永引きで、結局納合米57石8升9合、俵にして163俵4升6合(内2俵は庄屋給米)、なお定免年季明けとなっているが、当丑より卯年迄据居定免としている。これを12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
164 128	C 1	文化2年12月 (1805年)・丑	なし (当丑年貢皆済目録)	○草野六左衛門 ●井口村庄屋:武左衛門、組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納として、江戸廻米、庄屋給米2俵役人廻村時の片食賄いがあり、金納としては、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵3升、金7兩・永79文5厘2毛、以上丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77
165 241	C 1	文化3年11月 (1806年)・寅	覚	○瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合(内庄屋給米2俵)、これは去る丑年に決めた定免の納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
166 129	C 1	文化3年12月 (1806年)・寅	覚 (当寅年貢皆済目録)	○吉田要助 ●井口村庄屋:武左衛門、組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米納では、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納では、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵3升(内糶9俵)、金6兩2分2朱・永43文8分、以上寅年貢皆済。	原本	状	1	○	77
167 242	C 1	文化4年11月 (1807年)・卯	覚	○瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米。これは去る丑年に決めた定免に基づくもの。これを12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
168 130	C 1	文化4年12月 (1807年)・卯	覚 (卯年貢皆済目録)	○松下円次郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納では、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納では、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵3升(内糶6俵)、金7兩・永113文1分2厘9毛、以上皆済。	原本	状	1	○	77
169 243	C 1	文化5年11月 (1808年)・辰	井口村当辰免相定之事	○瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、この内、田方納米は53石7斗3升5合、畑方では、郷藏敷・川成前々永引き分を除いた有高より納米は3石3斗5升4合、新田高は前々より川成永引き、結局、納合米57石8升9合、俵にして163俵4升6合(内2俵は庄屋給米)、これは定免年季明けを機に当辰より来る年々迄の3ヶ年間据免としたもの。これを12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
170 131	C 1	文化5年12月 (1808年)・辰	覚 (当辰年貢皆済目録)	○大竹宗十郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納では、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄米、金納では、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納あり、結局納合米47俵3升(内糶6俵)、金8兩2分2朱・永57文3分5厘9毛。	原本	状	1	○	77
171 244	C 1	文化6年11月 (1809年)・巳	覚	○瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合(内2俵は庄屋給米)、これは去る辰年に決めた定免による納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
172 132	C 1	文化6年12月 (1809年)・巳	なし (当巳年貢皆済目録)	○田中健蔵 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は、米納分が廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納分が、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納で、納合米147俵3升(内糶6俵)、金納6兩1分2朱・永109文4分2厘3毛、以上年貢皆済。	原本	状	1	○	77
173 247	C 1	文化7年11月 (1810年)・午	覚	○瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内、2俵は庄屋給米、これは去る辰年に定めた定免による納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
174 133	C 1	文化7年12月 (1810年)・午	覚 (当午年貢皆済目録)	○伊藤佳助 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納で、廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納では、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵3升(内糶6俵)、金5兩3分2朱・永6文8分、以上当年貢皆済。	原本	状	1	○	77

175 245	C 1	文化8年11月 (1811年)・未	井口村当未免相定之事	○ 瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ● 井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は53石7斗3升5合、畑方は郷藏敷・川成前々永引きを除いた有高より納米3石3斗5升4合、新田高は前々より川成永引きで、結局納米合57石8升9合、俵にして163俵4升6合、これは定免季明けに付き、当未年より酉年迄据免としたもの。	原本	状	1	○	77
176 134	C 1	文化8年12月 (1811年)・未	覚 (当未年貢皆済目録)	○ 田中壯左衛門 ● 井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は、米納で、廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納では、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵3升、金6兩1分・永43文7分1厘4毛、以上、当未年貢皆済。	原本	状	1	○	77
177 246	C 1	文化9年11月 (1812年)・申	覚	○ 瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ● 井口村庄屋・組頭・惣百姓	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米、これは去る未年に決めた定免による納合米である。これを来る12月10迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
178 135	C 1	文化9年12月 (1812年)・申	覚 (当申年貢皆済目録)	○ 伊藤佳助 ● 井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は、米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納では畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵3升(内糶6俵)、金5兩3分2朱・永106文3毛、以上当申年貢皆済。	原本	状	1	○	77
179 248	C 1	文化10年11月 (1813年)・酉	覚	○ 山田長十郎、吉田俊助、後藤長兵衛 ● 井口村庄屋・組頭・惣百姓	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米、これは去る未年に決めた定免による納合米である。これを12月10迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
180 136	C 1	文化10年12月 (1813年)・酉	覚 (当酉年貢皆済目録)	○ 大竹良右衛門 ● 井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納にて、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵3升、金6兩1分・永47文2分4厘7毛、以上当酉年貢皆済。	原本	状	1	○	77
181 249	C 1	文化11年11月 (1814年)・戌	井口村当戌免相定之事	○ 山田長十郎、吉田俊助、後藤長兵衛 ● 井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は53石7斗3升5合、畑方は郷藏敷・川成分を除外した有高より、納米は3石3斗5升4合、(新田高は前々より川成永引き)、結局、納合米は57石8升9合、俵にして163俵4升6合(内庄屋給米2俵)、これは定免季明けに付き、当戌より子年まで3ヶ年据免としての納合米である。これを12月10迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
182 137	C 1	文化11年12月 (1814年)・戌	覚 (当戌年貢皆済目録)	○ 北川忠治 ● 井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、代官廻村時の片食賄分、金納にて、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米47俵3升(内糶6俵)、金6兩2分・永49文8分2厘9毛、以上皆済	原本	状	1	○	77
183 250	C 1	文化12年11月 (1815年)・亥	覚	○ 山田長十郎、吉田俊助、後藤長兵衛 ● 井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米、これは去る戌年に決めた定免による当年の納合米である。これを12月10迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
184 138	C 1	文化12年12月 (1815年)・亥	覚 (当亥年貢皆済目録)	○ 大竹良右衛門 ● 井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納にて、畑米代納、大豆8俵代納、田米代納があり、納合米147俵1升5合、金6兩2朱・永96文2分2毛、以上当亥年貢皆済。	原本	状	1	○	77
185 251	C 1	文化13年11月 (1816年)・子	覚	○ 山田長十郎、吉田俊助、後藤長兵衛 ● 井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米、これは去る亥年に決めた定免による当年の納入米である。これを12月10迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
186 139	C 1	文化13年12月 (1816年)・子	覚 (当子年貢皆済目録)	○ 松下円次郎 ● 井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納込163俵4升7合(内糶6俵)、この内訳は、米納で、庄屋給米2俵、江戸廻米、代官廻村時の賄米、風損にて秤借米返済の分、金納にて、畑米代納、大豆代納、残米払い、田米代納があり、結局納合米151俵2斗8升2合、金8兩2分、銭90文、以上当子年貢皆済。	原本	状	1	○	77
187 238	C 1	文化14年11月 (1817年)・丑	井口村当丑免相定之事	○ 瀧口儀右衛門、山田長十郎、吉田俊助、後藤長兵衛 ● 井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は53石7斗3升5合、畑方では郷藏敷・川成分を除いた有高より納米は3石3斗5升4合(なお新田方は前々川成永引き)。結局、納合米57石8升9合、俵にして163俵4升6合(内2俵は庄屋給米)、定免年季明けにより、当丑年から卯年の3ヶ年据免とする。	原本	状	1	○	77
188 140	C 1	文化14年12月 (1817年)・丑	覚 (当丑年貢皆済目録)	○ 庄田伊三郎 ● 井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納込米163俵4升7合、この内訳は、米納にて、庄屋給米2俵、江戸廻米、役人廻村時の賄分、金納にて、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、結局納合米152俵2斗8升2合、金6兩1分2朱・銭480文、以上当丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ビ真	形態	数量	撮影	箱 番号
189 252	C 1	文政元年11月 (1818年)・寅		覚	○滝口儀右衛門、山田長十郎、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内庄屋給米2俵。これは去る丑年に決めた定免に基づく当年の納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
190 141	C 1	文政元年12月 (1818年)・寅		覚 (当寅年貢皆済目録)	○北川忠治 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は、米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納にて、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米152俵2斗6升2合(内糶6俵)、金5兩3分2朱、銭1611文、以上当寅年貢皆済		原本	状	1	○	77
191 253	C 1	文政2年11月 (1819年)・卯		覚	○松下円次郎、後藤又平、瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内、2俵は庄屋給米。これは去る丑年に決めた定免による当年の納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
192 142	C 1	文政2年12月 (1819年)・卯		覚 (当卯年貢皆済目録)	○久野武助 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人見分廻村時の賄分、金納では、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米152俵2斗9升2合、金4兩3分2朱・銭543文。以上卯年貢皆済。		原本	状	1	○	77
193 254	C 1	文政3年11月 (1820年)・辰		井口村当辰免相定之事	○松下円次郎、後藤又平、瀧口儀右衛門、吉田俊助、後藤長兵衛 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は53石7斗3升5合、畑方は郷藏敷、前々川成分を差引いた有高より、納米は3石3斗5升4合。新田畑は前々より川成引きとなっていて、結局納合米57石8升9合、俵にして163俵4升6合、これは定免年季明けに付き当辰年より午年迄の3ヶ年据免による納米。		原本	状	1	○	77
194 143	C 1	文政3年12月 (1820年)・辰		覚 (当辰年貢皆済目録)	○大竹良右衛門 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の片食賄分、金納で、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米152俵2斗6升2合(内、糶6俵)、金6兩2朱・銭3貫468文、以上皆済。		原本	状	1	○	77
195 255	C 1	文政4年11月 (1821年)・巳		覚	○後藤又平、松下円次郎、瀧口儀右衛門、吉田俊助 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内庄屋給米2俵。これは去る辰年に決めた定免による当年の納入米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
196 144	C 1	文政4年12月 (1821年)・巳		覚 (当巳年貢皆済目録)	○伊藤佳助 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納で江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納では、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米147俵1升(内糶6俵)、金7兩2分・銭381文、以上、当巳年貢皆済。		原本	状	1	○	77
197 256	C 1	文政5年11月 (1822年)・午		覚	○後藤又平、松下円次郎、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米。これは去る辰年に決めた定免による当年の年貢米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
198 145	C 1	文政5年12月 (1822年)・午		なし (当午年貢皆済目録)	○中野定右衛門 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米147俵3升5合(内糶6俵)金7兩2朱・銭45文、以上、当午年貢皆済。		原本	状	1	○	77
199 257	C 1	文政6年11月 (1823年)・未		井口村当未免相定之事	○松下円次郎、後藤又平、瀧口儀右衛門、 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は、53石7斗3升5合、畑方では、前々からの郷藏敷、川成分を差引き、結局納合米57石8斗9合、俵にして163俵4升6合(内2俵は庄屋給米)、これは定免年季明けのため、当未より酉年迄3ヶ年据免としての当年の納入米。これを12月10日迄に納入のこと		原本	状	1	○	77
200 146	C 1	文政6年12月 (1823年)・未		なし (当未年貢皆済目録)	○大竹良右衛門 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納にて、畑米代納、大豆代納、田米代納あり、納合米147俵1升(内糶6俵)、金7兩2朱・銭380文、以上、当未年貢皆済。		原本	状	1	○	77
201 258	C 1	文政7年11月 (1824年)・申		覚	○伊藤佳助、後藤又平、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米。これは去る未年に決めた定免による当年の納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
202 147	C 1	文政7年12月 (1824年)・申		覚 (当申年貢皆済目録)	○鈴木半六 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄米、金納にて畑米代納、大豆代納、田米代納あり、納合米147俵3升(内糶6俵)、金6兩3分・銭149文、以上、当申年貢皆済。		原本	状	1	○	77

203 259	C 1	文政8年11月 (1825年)・酉	覚	○伊藤佳助、後藤又平、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米。これは去る未年に決めた定免による当年の納合米。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
204 148	C 1	文政8年12月 (1825年)・酉	なし (当酉年貢皆済目録)	○北村猪三治 ●井口村庄屋・組頭	高391石6斗2升7勺、納入は、米納にて江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納にて、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米147俵3升、金8兩1分・銭459文、以上、当酉年貢皆済。		原本	状	1	○	77
205 260	C 1	文政9年11月 (1826年)・戌	井口村当戌免相定之事	○北川類右衛門、伊藤佳助、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は53石7斗3升5合、畑方は御蔵敷・川成分を差引いた有高より、納入は3石3斗5升4合(新田畑は前々より川成永引き)。納合米57石8升9合、俵にして163俵4升6合(内、庄屋給米2俵)。これは定免年季明けに付き、当年戌より来る子年までの3ヶ年間据免としたもの。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
206 149	C 1	文政9年12月 (1826年)・戌	なし (当戌年貢皆済目録)	○久野武助 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米147俵3斗9升、金5兩1分・銭466文、以上、当戌年貢皆済。		原本	状	1	○	77
207 261	C 1	文政10年11月 (1827年)・亥	覚	○北川類右衛門、伊藤佳助、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米。これは去る戌年に決めた定免による当年の納合米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
208 150	C 1	文政10年12月 (1827年)・亥	なし (当亥年貢皆済目録)	○大竹波助 ●井口村庄屋・組頭	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分があり、金納では、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米147俵1升、金6兩3分2朱・銭291文、以上、当亥年貢皆済。		原本	状	1	○	77
209 262	C 1	文政11年11月 (1828年)・子	覚	○北川類右衛門、伊藤佳助、後藤又平、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米。これは去る戌年に決めた定免による当年の年貢納入米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
210 263	C 1	文政12年11月 (1829年)・丑	井口村当丑免相定之事	○北川類右衛門、伊藤佳助、後藤又平、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、これより田方の納入は米で、53石7斗3升5合畑方では、御蔵敷・川成分を差引いた有高より納米は3石3斗5升4合(新田畑は以前より川成に付き除かれる)。結局納合米57石8升9合、俵にて163俵4升6合。これは定免年季明けに付き、当丑年より卯年迄の3ヶ年据免とする。	下部に変色・虫喰いあり。	原本	状	1	○	77
211 151	C 1	文政12年12月 (1829年)・丑	なし (当丑年貢皆済目録)	○久野武助 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入方は、米納にて、江戸廻米、庄屋給米2俵、代官廻村時の賄分、金納にて、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米147俵1升、金7兩1分・銭446文。以上、当丑年貢皆済。	虫喰い・紙の破損あり	原本	状	1	○	77
212 264	C 1	文政13年11月 (1830年)・寅	覚	○北川類右衛門、伊藤佳助、後藤又兵衛、瀧口儀右衛門 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米163俵4升6合、内2俵は庄屋給米。これは去る丑年に決めた定免による当年の年貢米である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77
213 152	C 1	天保元年12月 (1830年)・寅	覚 (当寅年貢皆済目録)	○松下次郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7合、納入は米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、納合米147俵3升5合、金8兩1分3朱・銭400文、以上、当寅年貢皆済。	この年12月に天保と改元。	原本	状	1	○	77
214 153	C 1	天保2年12月 (1831年)・卯	なし (当卯年貢皆済目録)	○山本林蔵 ●井口村庄屋・百姓中	納入は米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で、畑米代納大豆代納、田米代納があり、納合米147俵1升、金7兩・永2文2分。		原本	状	1	○	77
215 154	C 1	天保4年12月 (1833年)・巳	覚 (当巳年貢皆済目録)	○庄田小三郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納で、江戸廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納では、畑米代納、大豆代納、田米代納があり、結局納合米147俵3升5合、金10兩2分・永14文3分7毛、以上当巳年貢皆済。		原本	状	1	○	77
216 155	C 1	天保7年12月 (1836年)・申	なし (当申年貢皆済目録)	○久野桂五郎 ●井口村庄屋・組頭	高391石6斗2升7勺、納入は米納にて、廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納にて、畑米代納、田米代納があり、納合米153俵3升、金7兩3分2朱、永11文9分6厘3毛、以上、当申年貢皆済。		原本	状	1	○	77
217 156	C 1	天保11年12月 (1840年)・子	覚 (当子年貢皆済目録)	○川崎茂八郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納として、廻米(内6俵は糶)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分があり、金納として、田米代納がある。結局納合米162俵1斗2升5勺、金1分・永58文3分2厘8毛。以上当子年貢皆済	下部に虫喰いあり。	原本	状	1	○	77

218 157	C 1	天保12年12月 (1841年)・丑	なし (当丑年貢皆済目録)	○山田興一郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納にて、江戸廻米(内2俵は糯)庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で田米代納がある。結局納合米161俵1升、永41俵9分9厘、以上、当丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77
219 158	C 1	天保13年12月 (1842年)・寅	覚 (当寅年貢皆済目録)	○三宅慎平 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納にて、廻米(内、糯6俵)、庄屋給米、役人廻村時の賄分があり、金納では、田米代納がある。結局、納合米：163俵3升、永17丈3分7厘2毛、以上、当寅年貢皆済。	原本	状	1	○	77
220 159	C 1	天保14年12月 (1843年)・卯	なし (当卯年貢皆済目録)	○久野桂五郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は米納として、廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分があり、金納では、出米代納があり、結局、納合米163俵3升5合、永15丈6分6厘4毛、以上、当卯年貢皆済。	原本	状	1	○	77
221 161	C 1	弘化元年12月 (1844年)・辰	覚 (当辰年貢皆済目録)	○鈴木善右衛門 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納として、廻米、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分あり、金納として、田米代納があり、結局、納合米163俵3升5合、永16丈8分5厘6毛、以上、当辰年貢皆済。	原本	状	1	○	77
222 162	C 1	弘化2年12月 (1845年)・巳	覚 (当巳年貢皆済目録)	○川崎茂八郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納で、廻米(内、糯7俵)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納として、田米代納あり、結局、納合米163俵1升5合、永48丈3分4厘4毛、以上、当巳年貢皆済。	原本	状	1	○	77
223 163	C 1	弘化3年12月 (1846年)・午	なし (当午年貢皆済目録)	○三宅慎平 ●井口村庄屋・組頭	高291石6斗2升7勺、これより納入は、米納として、廻米(内、糯8俵)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納では、出米代納あり、結局、納合米163俵3升、永19丈2分5厘6毛。以上、当午年貢皆済。	原本	状	1	○	77
224 160	C 1	弘化4年12月 (1847年)・未	なし (当未年貢皆済目録)	○三田浅之助 ●井口村庄屋・組頭中	高291石6斗2升7勺、これより納入は、米納で、廻米(内、糯8俵)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分あり、金納では、田米代納があり、結局、納合米163俵3升(内、糯8俵)、永18丈4分4厘9毛。以上、当未年貢皆済。	原本	状	1	○	77
225 164	C 1	嘉永元年12月 (1848年)・申	なし (当申年貢皆済目録)	○鈴木善兵衛 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は、米納で、廻米(内、8俵は糯)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分あり、金納で、田米代納がある。結局、納合米163俵1升、永40丈7分6厘6毛。以上、当申年貢皆済。	原本	状	1	○	77
226 165	C 1	嘉永2年12月 (1849年)・酉	なし (当酉年貢皆済目録)	○田中孫八 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は163俵4升7合、この内訳は、米納にて、廻米(内、8俵は糯)、庄屋給米(2俵)、役人廻村時の賄分があり、金納では田米代納がある。納合米163俵3升、金、永27丈3分3厘、以上当酉年貢皆済。	原本	状	1	○	77
227 166	C 1	嘉永3年12月 (1850年)・戌	なし (当戌年貢皆済目録)	○川崎茂八郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米納にて、廻米(内、8俵は糯)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分あり、金納では田米代納があつて、結局、納合米162俵2斗3升3合3勺、金1分2朱、永116丈9分7厘9毛、以上、当戌年貢皆済。	原本	状	1	○	77
228 167	C 1	嘉永4年12月 (1851年)・亥	なし (当亥年貢皆済目録)	○三宅慎平 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納で、廻米(内糯8俵)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分あり、金納では田米代納がある。結局、納合米162俵2斗1升7合、金1分・永51丈3分8厘7毛、以上、当亥年貢皆済。	原本	状	1	○	77
229 168	C 1	嘉永5年12月 (1852年)・子	覚 (当子年貢皆済目録)	○三田仁右衛門 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米納にて、廻米(内8俵は糯)、庄屋給米2俵役人廻村時の賄分あり、金納では田米代納がある。結局、納合米163俵2合5勺、永83丈2分9厘6毛、以上、当子年貢皆済。	原本	状	1	○	77
230 169	C 1	嘉永6年12月 (1853年)・丑	覚 (当丑年貢皆済目録)	○田中孫八 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は米納で、廻米(内8俵は糯)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納では田米代納がある。結局、納合米163俵1斗、永43丈6分1厘1毛、以上、当丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77
231 170	C 1	安政元年12月 (1854年)・寅	なし (当寅年貢皆済目録)	○鈴木善兵衛 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米納にて、廻米(内8俵は糯)、庄屋給米2俵役人廻村時の賄分あり、金納では田米代納がある。結局、納合米163俵1升7合5勺、永34丈7分3毛、以上、当寅年貢皆済。	原本	状	1	○	77

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () ・ 干支	年 月 日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形態	数量	撮影	箱 番号
232 171	C 1	安政2年12月 (1855年)・卯		覚 (当卯年貢皆済目録)	○川崎茂八郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、この納入は米納にて、廻米(内、8俵は糠)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分があり、金納では田米代納がある。結局、納合米162俵2斗6合、金1分1朱、永40文5分8厘4毛、以上、当卯年貢皆済。		原本	状	1	○	77
233 172	C 1	安政3年12月 (1856年)・辰		なし (当辰年貢皆済目録)	○柴田順平 ●井口村庄屋・組頭	高391石6斗2升7勺、納入は米納では、廻米(内、8俵は糠)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、赤土捲え・板類等津出時の人足扶替米(125人分)、金納では田米代納がある。結局、納合米172俵1斗7升、金1分3朱、永38文6分9厘。以上、当辰年貢皆済。		原本	状	1	○	77
234 173	C 1	安政4年12月 (1857年)・巳		なし (当巳年貢皆済目録)	○草野卯三郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納で、廻米(内、8俵は糠)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分があり、金納では田米代納がある。結局納合米173俵3升、金3朱、永16文9分8厘9毛。以上、当巳年貢皆済。		原本	状	1	○	77
235 174	C 1	安政5年12月 (1858年)・午		なし (当午年貢皆済目録)	○三宅慎平 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、納入は米納にて、廻米(内、8俵は糠)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納では田米代納があり、納合米168俵1斗2合5勺金2分2朱、永22文5毛、以上、当午年貢皆済。		原本	状	1	○	77
236 175	C 1	安政6年12月 (1859年)・未		覚 (当未年貢皆済目録)	○三田仁右衛門 ●井口村庄屋・組頭中	高391石2升7勺、これより納入は米納で、廻米(内8俵は糠)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納で、田米代納分があり、納合米171俵1斗2升1合、金2分1朱・永35文4分7毛、以上、当未年貢皆済。		原本	状	1	○	77
237 23	C 1	万延元年12月 (1860年)・申		覚 (当申年貢皆済状)	○山本半治 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、米135俵1斗1升、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄米等があり、納合米134俵2斗9升9合5勺、金2分・永32文8分3厘4毛但し、錢替えは6貫500文、以上、皆済。		原本	状	1	○	77
238 265	C 1	文久元年10月 (1861年)・酉		井口村当酉免相定之事	○三宅慎平、松下助大夫、牧野廉三郎 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、これより田方は、去る申年の石砂入り地の嶽下2ヶ年の内を除いた有高より納入は、米52石8斗4升6合、畑方では、前々よりの御蔵敷・川成分を除いた有高から納入は6石9斗4升7合、結局、納合米59石7斗9升3合、俵にして170俵3斗4升3合(内、庄屋給米2俵)、これは定免年季内であるが去る申年の1ヶ月引きに戻って決めた当年の年貢米。		原本	状	1	○	77
239 31	C 1	文久元年12月 (1861年)・酉		なし (当酉年貢皆済目録)	○鶴見伊八郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納米は170俵3斗5升1合、この内訳は、廻米168俵2斗6升6合、庄屋給米2俵、その外、役人廻村時の賄分があり、結局納合米170俵2斗9升6合、金2朱、永1文6分4厘6毛、但し兩替錢6貫600文。以上皆済。		原本	状	1	○	77
240 32	C 1	文久2年12月 (1862年)・戌		なし (当戌年貢皆済目録)	○草野卯三郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、この納合米172俵3斗8升3合(内糠10俵)、金1分2朱・永58文5分1厘3毛、この中身は、米では、庄屋給米2升、廻米170俵2斗6升6合、役人種付け時の見分賄い米、金納では白米代納分1分2朱永58文5分1厘3毛、以上皆済。		原本	状	1	○	77
241 266	C 1	文久3年11月 (1863年)・亥		覚	○三宅慎平、瀧口儀右衛門、松下助大夫、山田與一郎 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米173俵1斗5升、内2俵は庄屋給米、これは去る戌年に決めた定免による当年の年貢である。これを12月10日迄に納入の事。		原本	状	1	○	77
242 268	C 1	元治元年11月 (1864年)・子		子年御年貢可納割付之事	○黒田新兵衛、清水忠次郎、須田新之丞、高橋善藏 ●(井口村)庄屋・組頭・百姓代	高323石4斗5升1合3勺、これより田方納米は51石4斗4升(免5ツ4分3厘2毛)、畑方は、前々郷蔵敷地を差引いた有高より、納米は3石2斗7升9合、結局、納米54石7斗1升9合、それに口米、前々増米分が加わり、納合米161俵1斗5升6合8勺、これを11月20日限り納めること。		原本	状	1	○	77
243 267	C 1	元治元年11月 (1864年)・子		覚	○三宅慎平、瀧口儀右衛門、松下助大夫、山田與一郎 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	173俵1斗5升5合、内2俵は庄屋給米、これは去る戌年に取り決めた定免による当年の年貢である。これを12月10日迄に納入のこと。		原本	状	1	○	77

244 269	C 1	慶応元年11月 (1865年)・丑	井口村当丑免相定之事	○三宅慎平、瀧口儀右衛門、松下助太夫、山田與一郎、中川左七郎 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、これより田方の納米は53石7斗3升5合、畑方では前々よりの郷藏敷・川成分を引き去った有高より、納米は6石9斗4升7合で結局、納合米60石6斗8升2合、俵にして173俵1斗5升5合、内2俵は庄屋給米、これは定免年季明けにて当丑年より卯年迄据免にしての当年の年貢。	原本	状	1	○	77
245 176	C 1	慶応元年12月 (1865年)・丑	覚 (当丑年貢皆済目録)	○山本半治 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、廻米(内8俵は種)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納にて、田米代納があり、納合米72俵3斗9升3合、金3分3朱、永27文3分3厘、以上、当丑年貢皆済。	原本	状	1	○	77
246 35	C 1	慶応2年11月 (1866年)・寅	覚	○三宅慎平、瀧口與三右衛門、松下助太夫、山田與一郎、中川左七郎 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓中	米173俵1斗5升5合、内、2俵は庄屋給米。これは去る丑年に決めた定免による納合米である。これを12月10日迄に納入のこと、とする年貢納入の催促状。	原本	状	1	○	77
247 177	C 1	慶応2年12月 (1866年)・寅	覚 (当寅年貢皆済目録)	○草野卯三郎 ●井口村庄屋・組頭	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、廻米(内8俵は種)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納にて、田米代納があり、納合米162俵3斗5升、金2兩2朱・永13文1分8厘9毛、以上当寅年貢皆済。	原本	状	1	○	77
248 36	C 1	慶応3年11月 (1867年)・卯	覚	○三宅慎平、瀧口與三右衛門、松下助太夫、山田與一郎、中川左七郎 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	米173俵1斗5升5合(内2俵は庄屋給米)、これは丑(慶応元年)年に決めた定免による納合米合計。これを12月10日迄に納入のこと。	原本	状	1	○	77
249 178	C 1	慶応3年12月 (1867年)・卯	覚 (当卯年貢皆済目録)	○草野卯三郎 ●井口村庄屋・組頭中	高391石6斗2升7勺、これより納入は米納にて、廻米(内8俵は種)、庄屋給米2俵、役人廻村時の賄分、金納にて、田米代納があり、納合米173俵1斗2升2合、金2朱、永22文2分5厘、以上当卯年貢皆済。	原本	状	1	○	77
250 270	C 1	明治元年11月 (1868年)・辰	井口村当辰免相定之事	○三宅慎平、瀧口與三右衛門、松下助太夫、山田與一郎、中川左七郎 ●井口村庄屋・組頭・惣百姓	高157石2斗3升8合7勺、これより田方納米は53石7斗3升5合、畑方では、前々からの郷藏敷・川成分を差引き、その有高より納米6石9斗4升7合、結局、納合米60石6斗8升2合、俵にして173俵1斗5升5合、内2俵は庄屋給米、これは年季明けにつき、当辰より午年迄の3ヶ年据免として当年の年貢を算出したもの。	原本	状	1	○	77
251 6	C 1	明治2年10月 (1869年)・巳	已割付 遠州榛原郡井口村(表紙)	○島田郡政御役所 ●(井口村)名主・組頭・惣百姓	無年季定免、高323石4斗5升1合3勺(内206石8斗7升8合は無地高)この内訳、田高94石6斗5升5合、畑高21石9斗1升8合3勺、納合米55石1斗7升6合4勺、これを12月10日迄に納入のこと。	原本	縦	2	○	77
252 25	C 1	明治3年2月 (1870年)・庚午	已御年貢皆済目録	○嶋田郡政御役所 ●遠州榛原郡井口村名主・組頭・惣百姓	高391石6斗2升7勺、この内、納合は米73石5斗4升5合で、それは本途(60石6斗8升2合)・口米・延米・夫食拝借米から成り、又永では4貫463文で、それは酒造冥加永・口永・鍛冶運上・夫役金から成る。外に庄屋給米、廻米、置米がある。以上皆済。	原本	状	1	○	77
253 5	C 1	明治3年10月 (1870年)・庚午	午割付 遠江国榛原郡井口村(表紙)	○島田郡方御役所 ●(井口村)名主・組頭・惣百姓	高323石4斗5升1合3勺(内、高206石8斗7升8合は無地高)、この内訳、田94石6斗5升5合、畑21石9斗1升8合3勺、納合米55石1斗8合これを12月10日迄に納入のこと。	原本	縦	2	○	77
254 28	C 1	明治3年12月 (1870年)・午	已御年貢皆済目録	○嶋田郡政御役所 ●(井口村)名主・組頭・惣百姓	高715石7升2合の内、高323石4斗5升1合3勺、これより年貢は本途54石7斗1升9合、外に口米、延米、定免中増米あり、合米64石7斗7升9合4勺を納める。これを皆済する。	原本	状	1	○	77
255 8	C 1	明治4年2月 (1871年)・辛未	午御年貢皆済目録	○嶋田郡方御役所 ●(井口村)名主・組頭・百姓代	高391石6斗2升7勺のところ、本途60石6斗8升2合、口米1石7斗3升4合、延米8石6斗6升9合、酒造冥加永409文5分、鍛冶運上永125文、外に、口永、夫役永あり、納合米71石8升5合、永4貫463文、皆済。	原本	縦	1	○	77
256 7	C 1	明治4年2月 (1871年)・辛未	去午御年貢皆済目録	○島田郡方御役所 ●(井口村)名主・組頭・百姓代	井口村高323石4斗5升1合5勺、この内、本途米55石1斗8合、口米1石5斗7升5合、延米8石9升8合、納合米64石7斗8升1合、以上皆済。	原本	縦	1	○	77
257 4	C 1	明治4年10月 (1871年)・辛未	未割付 遠州榛原郡井口村(表紙)	○島田郡方御役所 ●(井口村)名主・組頭・惣百姓	高323石4斗5升1合3勺(この内206石8斗7升8合は無地高)、これより納合米55石6斗7升1合、これを12月10日迄に納入のこと。	原本	縦	2	○	77

D-1 村制・戸口-村概況

NO, 21

258 24	D 1	明和7年3月 (1770年)・寅	御尋ニ付申上候御事	○井口村庄屋:平七、組頭:藤吉、百姓代:小左衛門 ●久野御役所	井口村高の内250石5斗4升7合は以前から川成で永引きとなっている。この内、当時起返の田畑有無に付き役所から調査があったが、この川成の高は以前から御免となっていて、その印状も拝領している。しかし、水帳はない。というも承応2(1653)年に村全て川成となり百姓離散、亡所となった。この時候簿類は失ってしまった。その後当時有高の通り起返し、それ以外は無地高となった次第、以前の田畑の区別も不明、大徳寺除地4石4斗も無地高である。		原本	状	1	○	77
259 1	D 1	明治元年9月 (1868年)・辰	明細帳 榛原郡井口村	○遠州榛原郡井口村百姓:武平、組頭:八十八、庄屋:定吉 ●久野御役所	高257石5斗1升9合、年貢は全て米納、農業以外に男女共に稼ぎはない。谷川通りの川除堤は自普請と御普請と2ヶ所に分かれる。作牛2疋、用水坑樋は長9間半、高さ2尺、内法横9尺、この用水路は30町余り、溝幅1尺で大井川から引き入れる。入会嶽薪山は村内にはなく、上湯日村との入会となっている。氏神3社=藤木大明神、大井八幡、稲荷大明神。農鍛冶1人、庄屋給は米2俵。		原本	縦	1	○	77

D-4 村制・戸口-戸口

260 33	D 4	正徳3年8月 (1713年)・巳	送り手形之事	○相川村:弥右衛門 ●井口新村:治右衛門	当村(相川村)の才兵衛という者、井口村に居住希望あり、すでに許可された筈で引越した。この者の身元は確かで、代々禅宗岡田村医王寺の旦那に相違なし以後井口村の人別帳に加えてもらいたい、という宗門送り状。		原本	状	1	○	77
261 26	D 4	享保元年9月 (1716年)・申	送手形之事	○西島村名主:七郎左衛門 ●井口村名主:次右衛門	六平という者、西嶋村生まれで公儀法度に違反することなく、村方作法もよく守り身元確かな者である。この度妻子共に井口村に引越し居住したいとの申し出があった。この者、当村の人別帳より除外するので井口村の人別帳に登録されたいという宗門送り状。		原本	状	1	○	77
262 29	D 4	享保元年12月6日 (1716年)・申	送手形之事	○相川村名主:弥右衛門、組頭:藤右衛門 ●井口村:次右衛門	治三郎と申す者、相川村出生の確かな者。この度井口村に引越し居住したいとの申し出あり。当方人別帳から除くので井口村の人別帳に加えてもらいたい。		原本	状	1	○	77
263 27	D 4	享保5年2月20日 (1720年)・丑	證文之事	○西嶋村:兵左衛門 ●井口村:喜大夫	この長左衛門は下江留村代々の百姓である。その地川成となり井口村に引越すとの申し出あり。以後は井口村の作法通りに従わせて欲しい。宗門は代々禅で中嶋村盤石寺の旦那であった、とする宗門送り状。	「丑」は享保6年に当たる。	原本	状	1	○	77
264 30	D 4	享保20年8月 (1735年)・卯	相渡申證文之事	○水呑:勘六 ●名主・組頭中	私勘六は、同国吉永村生まれの者。川成にて近年川尻村に引越し稼いで来たが勝手悪く、この度井口村に引越したく願ひ出、許可される。以後は当村の定法・公儀法度を守り、また用水役等を命ぜられても遅滞しないことを誓う。		原本	状	1	○	77
265 2	D 4	明治2年3月 (1869年)・巳	人別寄方帳 明治2年井口村	○井口村百姓代武平、組頭:八十八、庄屋:定吉 ●堀之内御役所	家数計50軒(内寺1、堂1)、人数計255人(男:農人126、商人4、職人4の計132人(実134)、女:農人家内118、商人家内4、職人家内1の計123人、旦那寺は医王寺73人、高岳寺14人、香橋寺65人、長源寺17人、盤石寺54人、大徳寺15人、龍郷院6人、浄土寺11人。	紙数4枚	原本	縦	1	○	77
266 3	D 4	明治4年3月 (1871年)・未	宗門人別御改帳 (遠州榛原郡井口村下組)	○井口村下組百姓代:村田武平、組頭:永田八十八、名主:永田定吉 ●島田御役所	旦那寺別に檀家の家族構成を記載し、終わりに次の記載がある。村高141石7升3合7尺、家数53軒(内寺1、堂1)、人数262人(男127、女133)、旦那寺と檀家数の関係は次の通り。長源寺16人(男9、女7)、医王寺74人(男36、女38)、高岳寺15人(男6、女9)、香橋寺68人(男36女32)、盤石寺55(男27、女28)、大徳寺15人(男7、女8)、龍郷院5(男3、女2)、浄土寺11(男4、女7)、可睡齋1(出家)。	紙数44枚	原本	縦	1	○	77

H-1 水利・土木-水利

267 41	H 1	なし 6月19日 ・未	なし	○なし ●なし	「未6月19日 200文 井口用水組合(印)彦十」と記した短冊形の票		原本	票	1		
-----------	--------	----------------	----	------------	------------------------------------	--	----	---	---	--	--

J-1 教育・文化-教育

268 22	J 1	なし	なし (寺子屋手習い書)	○なし ●なし	「共吉申すは、深切に、仮にも虚言なき様に、一家一門睦まじく、我より下の者なるとも、老いたる人は会釈せよ、目上・歳上敬い・・・」と続く。寺子屋の手習いか。	文末に「此の主桑高周吉」とあり。	原本	折卷子	1		
-----------	--------	----	-----------------	------------	--	------------------	----	-----	---	--	--

分類：Z 雑

NO, 22

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () ・ 干支	年 月 日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本比真	形態	数量	撮影	箱 番号
269 40	Z	欠		(断簡)	○欠 ●欠	こよりの綴じ紐をここに一括。年貢割付状を何枚かを一括し綴じていたもの。		原本	綴じ紐	一括		
270 39	Z	欠		(断簡)	○欠 ●欠	こより紐に利用したものもある。		原本	状	一括		